

ルーマニア
特許規則

2008年6月18日ルーマニア官報第456号第I部

目次

第I章 特許出願手続

第1節 総則

第1条 特許による発明の保護

第2条 定義

第3条 期限

第2節 特許出願

第4条 特許出願

第5条 電子的手段による特許出願の提出及びその処理

第6条 公用語

第7条 情報としての、又は機密区分された情報としての発明

第8条 出願日

第9条 正規の国内出願

第10条 条約優先権及びその主張

第11条 国内優先権

第3節 発明の主題

第12条 物

第13条 方法

第4節 特許出願

第14条 特許出願の構成要素

第15条 特許出願様式

第16条 発明の明細書

第17条 コンピュータ・プログラムの分野における発明の明細書

第18条 クレーム

第19条 図面

第20条 特許出願構成要素の提示に関する主要条件

第21条 特許出願の要約

第22条 委任状

第23条 優先権書類

第24条 優先権移転の許諾

第25条 生物学的材料の国際寄託機関への寄託を証明する書類

第26条 発明者を指定するための書類

第27条 特許の付与を受ける権利を移転するための書類

第 28 条 博覧会証明書

第 5 節 OSIM に提出される国際出願

第 29 条 国際出願の受領及び処理

第 30 条 国内段階において国際出願に関して行われる手続

第 31 条 OSIM による国際出願の再検討

第 6 節 ルーマニアを指定国とする欧州特許出願及びルーマニアにおいて有効な欧州特許

第 32 条 欧州特許出願及び欧州特許

第 II 章 特許出願の審査

第 1 節 予備審査手続

第 33 条 正規の国内出願の審査

第 34 条 特許出願の分類

第 2 節 特許出願の公開

第 35 条 公開の条件

第 36 条 公開することができない要素

第 37 条 発明の開示

第 38 条 技術水準

第 39 条 発明の単一性

第 40 条 調査報告書の作成及び公開

第 41 条 調査報告書の内容

第 42 条 実体審査を開始するための条件

第 43 条 実体審査手続

第 44 条 特許性に関する例外及び除外

第 45 条 発明の新規性

第 46 条 発明の不利にならない開示

第 47 条 発明の進歩性

第 48 条 発明の産業上の利用可能性

第 49 条 OSIM 通告

第 50 条 特許出願審査報告書

第 4 節 審査委員会

第 51 条 審査委員会の管轄権、構成及び決定

第 52 条 OSIM における手続の中止

第 53 条 原状回復

第 54 条 職権による、(決定の)取消

第5節 発明に関する権利の防御

- 第55条 実体審査において行われた決定に対する審判委員会の会期の準備
- 第56条 予備審査において行われた決定に関する審判委員会の管轄権
- 第57条 審判請求及び取消請求
- 第58条 審判請求及び取消請求の処理手続
- 第59条 審判委員会の決定

第6節 特許証の交付

- 第60条 特許証交付のための条件

第7節 特許の効力維持

- 第61条 保護期間中における特許の効力維持
- 第62条 特許に名称表示されていない者が特許の付与を受ける権利を有する場合に、特許の無効に関して OSIM に対してする手続
- 第63条 特許所有者による権利放棄

第8節 特許によって与えられる保護の範囲

- 第64条 クレームについての解釈
- 第65条 発明の主題に依存する保護の範囲

第9節 職業代理人による代理行為

- 第66条 OSIM に対する手続における代理行為

第10節 国家登録簿

- 第67条 国家出願登録簿及び国家特許登録簿

第III章 生物工学的発明

第1節 通則

- 第68条 定義

第2節 特許性

- 第69条 生物工学的発明の主題
- 第70条 特許を受けることができる生物工学的発明
- 第71条 特許性からの除外
- 第72条 人体及びその構成要素を主題とする発明

第3節 生物学的材料の寄託

- 第73条 生物学的材料に関連する発明に対する条件
- 第74条 寄託された生物学的材料の利用
- 第75条 専門家の指名

- 第 76 条 生物学的材料の新たな寄託
- 第 77 条 明細書の内容
- 第 78 条 微生物に関する発明の明細書
- 第 79 条 アミノ酸又はヌクレオチドの配列に関連する発明の明細書

第 IV 章 権利

- 第 80 条 権利侵害からの除外

第 1 節 権利の移転

- 第 81 条 譲渡及びライセンス
- 第 82 条 強制ライセンス
- 第 83 条 従属する特許に関連して付与される強制ライセンス
- 第 84 条 特許出願又は特許の共有

第 2 節 権利の登録

- 第 85 条 出願人又は特許所有者の変更の国家登録簿への登録
- 第 86 条 ライセンス又は担保権の登録
- 第 87 条 OSIM の国家登録簿からの登録の抹消

第 V 章 従業者が行った発明

- 第 88 条 特許を受ける従業者の権利
- 第 89 条 発明に関して特許を受ける使用者の権利
- 第 90 条 従業者である発明者と使用者との関係
- 第 91 条 発明者である従業者の金銭的権利
- 第 92 条 非公開状態での書類の保管
- 第 93 条 経過規定及び最終規定

第 I 章 特許出願手続

第 1 節 総則

第 1 条 特許による発明の保護

特許は、再公布された特許法(1991 年第 64 号)の規定に従い、ルーマニアが当事国である条約、協定及び取決の規定を満たして付与されるものとする。

第 2 条 定義

- (1) 本規則の適用上、次の用語の意味は次の通りとする。
 - (a) 本法—再公布された特許法(1991 年第 64 号)
 - (b) 国際事務局—世界知的所有権機関の国際事務局
 - (c) BOPI—工業所有権公報—発明の部
 - (d) ストラスブール協定—ルーマニアが 1998 年 1 月 14 日のルーマニア官報第 10 号第 I 部において公示された 1998 年法律第 3 号により加盟した、国際特許分類に関する 1971 年 3 月 20 日のストラスブール協定であって、1979 年 9 月 28 日に改正されたもの
 - (e) ブダペスト条約—ルーマニアが 1999 年法律第 75 号により加盟した、1977 年 4 月 28 日に調印され、1980 年 9 月 26 日に改正された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
 - (f) 特許協力条約—1970 年 6 月 19 日にワシントンにおける外交会議において採択され、1979 年法令第 81 号によって批准された特許協力条約
 - (g) 工業所有権分野の国家審査官—国家発明商標庁(以下「OSIM」という)内の専門家であって、主として保護権の付与を求める出願の審査をその職務とする者
- (2) 本施行規則の適用上、本法において定義されている用語は同じ意味を有する。

第 3 条 期限

- (1) 期限は日、月又は年をもって表示する。
- (2) 日をもって表示された期限は、その期間が開始する日又はその期間が終了する日を含まないものとする
- (3) 月又は年をもって表示された期限は、その後の関連する月又は年の、開始日に対応する日に到来するものとする。
- (4) 月の中の 29 日、30 日又は 31 日に開始し、同じ数字の日を有さない月に到来する期限は、その月の最終日に到来するものとみなす。法定祝日、又は庁が閉庁しているときに到来する期限は、それに続く最初の就業日の終わりまで延期されるものとする。
- (5) 郵送された OSIM の通告において認められている応答期限は、通告が受領人に届くとみなされる、連絡から第 8 日目の日から起算する。
- (6) 利害関係人が、OSIM の書類が連絡日から 8 日の後に受領されたことの証明を提出するときは、(5)に基づく期限はその遅延期間に限り、ただし、3 月を限度として延期される。
- (7) OSIM に対して郵送された連絡は、期限の到来日前にそれが郵便局に引渡されていることを条件として、適時に受領されているものとみなす。
- (8) 本法第 27 条第 2 段落に従って OSIM によって認められる期限についての延期は、次の条

件が累積的に満たされる場合は受理される。

(a) 出願人又は特許所有者によって、該当する場合は、職業代理人によって署名され、送付された請求書をもって、その期限到来の少なくとも2月前に延期が正当に請求されていること

(b) 法定手数料の納付証明書が、OSIMに対する申請の提出時に提出されていること

(9) OSIMは期限延期請求の受理又は拒絶について出願人、特許所有者又は職業代理人に通告するものとする。

(10) (8)による期限延期請求の拒絶は、拒絶理由を出願人、特許所有者又は、該当する場合は、職業代理人に通告する前、及びそれらの者に意見書送付のための最大2月の期間を与える前には、行うことができない。

第2節 特許出願

第4条 特許出願

(1) 何人も次の方法によって特許出願をすることができる。

(a) 書面をOSIMの総合記録課に対して直接に手渡すか又は郵送すること、又は

(b) 電子的手段による方法。ただし、第5条の規定を遵守すること

(2) OSIMは出願に出願日、出願番号、出願人の名称を記載し、また、出願人に対し、(1)に従ってされた出願の受領及び受領した書類を確認する。記入された紙面による出願様式の写しを、出願人又は、該当する場合は、職業代理人に返送する。

(3) ルーマニアの領域内で創作された、国の防衛及び安全の分野に属する特許出願は、特別法の規定を遵守し、かつ、第7条に従って提出されるものとする。

(4) 本法第15条第1段落又は第8段落の規定が満たされている場合は、出願には出願番号及び出願日が与えられる。連続して与えられる番号及び出願日が国家出願登録簿に記入され、また、その各々が特許出願様式並びに明細書、クレーム及び図面の各頁に記載されるものとし、それらが後で提出された場合も同様とする。

(5) 国家出願登録簿における番号は、特許出願について行われる手続に関する、OSIMのすべての通告及び出願人又は利害関係人の連絡において使用される。

(6) 特許出願手数料は、OSIMへの特許出願の提出時に、出願人が納付しなければならない。特許出願の提出前に出願人が出願手数料を納付している場合は、納付書類の写しを添付して、その出願においてその旨を指示しなければならない。

(7) 出願人が出願時に出願手数料を納付していない場合は、その手数料は出願日から3月以内に納付することができる。それが行われない場合は、特許出願は、本法第28条第4段落(f)により、取り下げられたものとみなす。

(8) OSIMが受領する連絡又は納付書類は、通信のために、申請人を特定する情報、並びに特許出願又は特許の番号を含んでいなければならない。OSIMが特許出願又は特許を特定することができない場合は、その書類は証拠書類として分類され、その金額は、納付者が特定できることを条件として、銀行又は郵送の費用を控除した後、返還される。

第5条 電子的手段による特許出願の提出及びその処理

(1) 電子的手段によって提出される特許出願の提出及び処理に関する要件は、OSIM長官によ

って発行される指示書によって設定され、かつ、ルーマニア官報第 I 部において公告される。

(2) 指示書は、電子的手段によって提出される特許出願の提出及び処理に関する条件、例えば、次のような事項を設定する。

(a) 受領の確認

(b) 提出書類及び OSIM に連絡を取る者の本人確認を認証する手段

(c) 第 20 条の規定による、特許出願の構成要素の提示に関する主要条件

(3) 特許協力条約及びその施行規則、欧州特許条約又は前記指示書が書類、通告、連絡又は通信を OSIM に対して、及び OSIM から他の国内官庁又は政府間機関に対して電子的形態で送信するよう定めている場合は、この送信手段は当事者間で相互に合意されなければならない。

(4) 出願、又は出願に関する他の書類が紙面で提出される場合は、OSIM は、出願人がその写しを電子的形態によっても送信することを承認することができる。

第 6 条 公用語

(1) OSIM の公用語はルーマニア語とする。

(2) 特許出願並びに要約は、公用語により OSIM に提出するものとし、当該公用語は特許出願又は特許に関するすべての手続の言語でもある。

(3) OSIM が特許協力条約の意味での受理官庁であるときは、第 29 条(5)の規定を適用する。

(4) 本法第 27 条第 4 段落、第 53 条及び第 54 条の何れかの規定による、OSIM における手続において使用される、一般的に刊行物から構成される書類及び資料は、如何なる言語でも提出することができ、この場合は、OSIM は、そのルーマニア語翻訳文の提出を要求することができる。

(5) 特許出願様式において、名称、宛先又は登録事務所がローマ字以外の文字で記載されている場合は、これらのものはルーマニア語に翻字又は翻訳し、ローマ字によって表示されなければならない。出願人、特許所有者又は利害関係人は、翻字されるべき語及び翻訳されるべき語を決定しなければならない。

第 7 条 情報としての、又は機密区分された情報としての発明

(1) ルーマニア国民によって、又はルーマニア領域に居所を有する自然人によって創作され、国内経路による特許出願として、又は特許協力条約の規定に基づく国際出願として、OSIM に提出された発明に関する又は関連する情報は、それについての BOPI における公開まで、又は前記条約に規定する日までは、公開しないものとする。

(2) ルーマニア領域においてルーマニアの自然人によって創作された発明について OSIM に特許出願をするときに、その出願人は同人自身の責任に基づいて、特許出願書類における区分情報の使用に関して申立をしなければならない。

(3) 本法第 40 条第 2 段落の規定により、国家防衛又は国家安全の分野における発明であって、防衛省、内務・行政改革省、ルーマニア情報局が関心を示しているものに関する書類に含まれている情報に対して国家機密の性格を付す権限は、それらの機関に属するものとし、その権限は出願日から 60 日以内に行使されなければならない。

(4) 国の防衛又は安全に属していない特許出願に国家機密の性格を与えることに関し、防衛省、内務・行政改革省又はルーマニア情報局の代表者による勧告があったときは、OSIM は、権限を有する機関の代表者に特許出願に含まれている情報の性格に関し、意見を述べるよう

求めるものとする。求めの送付から 30 日以内に、権限を有する機関の代表者が意見を述べなかつたときは、その情報は区分されなかつたものとみなす。

(5) 発明に関する情報が権限を有する機関によって区分された場合は、それに係る特許出願は区分情報に関する法的規定に従うと共に、本法に定める規定の適用を受ける。

(6) 防衛省、内務・行政改革省、ルーマニア情報局又は権限を有する他の機関の代表者は、OSIM との間に調印された協定及び区分情報に関して有効な規定に基づいて、当該情報を含む書類を送付、輸送及び保管する義務を負う。

(7) OSIM に提出され、国家機密として区分された特許出願に関する又は関連する情報は、指示の発出者によって指定された機密水準に従って保護されるものとし、発出者は、区分水準及び区分される期間について変更をしたときは、それを OSIM に報告する義務を負う。

(8) 発明に関する又は関連する情報を国家機密として区分した機関は、機密水準に指定した日から 60 日以内に、機密水準と指定された特許出願を維持するための年間手数料を OSIM の口座に支払わなければならないものとし、また、同機関は同じ期間内に申出人に対し、指定した機密水準及びその情報が区分される期限について通告しなければならない。申出人は、その情報を区分した当局に対して不服申立をすることができる。不服申立に関する決定は、その決定が行われた日から 30 日以内に、利害関係人によって OSIM に連絡されなければならない。

(9) 防衛省、内務・行政改革省、ルーマニア情報局及び権限を有する他の機関は、(8) による情報区分の結果として OSIM が送った通告に添付されている、特許出願の明細書、クレーム及び図面の写しを、その発明を「国家機密」水準に維持するために支払った手数料に対応する全期間において保持することができる。

(10) 発明に関する又は関連する情報を区分した、権限を有する機関は、区分の解除又は機密水準の引下げに関して OSIM に通告しなければならない。また、OSIM は、その発明を新たな機密水準に従って又は、該当する場合は、非区分情報として処理する。

(11) 本法第 40 条第 2 段落により、防衛省、内務・行政改革省、ルーマニア情報局又は権限を有する他の機関は、その特許出願が区分され、国家機密の地位が指定されることになった情報を含む特許出願の申出人又はそれに係る特許の所有者に対し、公正で実質的な補償を与えるものとし、当該補償は契約によって、発明をその種類に維持しておく全期間を対象として定められる。この契約に関する訴訟は、司法裁判所によって解決されるものとする。

(12) 防衛省、内務・行政改革省、ルーマニア情報局又は権限を有する他の機関が申出人の立場にある自らの発明に関しては、それらの機関は、特許出願を OSIM に送付して出願をする前に、その発明に関する又は関連する情報を区分するものとする。

(13) OSIM は、発明に含まれており、国家機密として区分されている情報、又はそれに関連する情報についての記録作成、保管、取扱及び複製について要求される条件を、指定された機密水準に応じ、特別規則の規定に従って確保する。

(14) 微生物学的分野における特許出願が国家機密として区分される情報を含んでいる場合は、本法第 18 条第 2 段落の規定を遵守するために国際寄託機関に寄託される、それに関連する微生物には、同一の機密水準が与えられる。

(15) OSIM に提出された特許出願に含まれている情報を国家機密として区分する、区分解除する又は区分水準を引き下げるために、権限を有する機関の代表者は、その発明に関するすべての情報及び、微生物学的分野での発明の場合は、国際寄託機関に寄託された微生物又は

その試料を利用することができる。

(16) OSIMに属しており、本法第40条第2段落の規定に従って区分された情報に関する知識を有する者又はこの情報を使用して業務を行う者には、指定された機密水準が伝えられる。

(17) 出願人が第28条の規定に従って、特許出願の主題である発明についての開示が本法第11条の規定による条件の下で生じた旨を陳述し、かつ、その発明に関する又は関連する情報が区分される場合は、OSIMは発出者に対し、情報に関する区分解除の必要性を通告する。

(18) 国家機密と区分されている、発明に関する情報が、本法第25条第2段落の規定による区分解除がされない場合は、その特許出願は、本法第28条第4段落(f)の規定に従って、取下とみなす旨が宣言される。

(19) 特許出願の主題である発明に関する又は関連する情報が制限文書として区分されている場合は、出願人の立場にある法人の管理者は、その出願を公開するために情報についての区分を解除し、OSIMに対して書面をもって公開を請求しなければならない。

(20) (19)に定めた情報について区分解除をしない場合は、それに係る特許出願は取り下げられたものと宣言され、それに係る情報は、発出者による区分解除の時まで、「制限文書」として区分されているものとしてOSIMにおいて維持される。

第8条 出願日

(1) 本法第15条第1段落の規定の適用上、出願日を付与するためには、出願書類の一部であって、同段落(c)に定めるものは、ルーマニア語によって、又は本法第16条第1段落に定められる条件の下で、外国語によって提出される。

(2) 本法第15条第1段落(c)による明細書は、先に何れかの官庁に提出された特許出願についてのルーマニア語による言及とすることもでき、この言及は、次の事項を含んでいなければならない。

(a) 先に提出された出願の番号

(b) その特許出願の提出先である官庁の名称

(c) 出願日

(3) OSIMが、本法第15条第1段落(b)の規定に従い、出願人に連絡することができるが、本法第15条第1段落(a)及び／又は(c)に定める書類が提出されていない場合は、OSIMは出願人に対し、確認した欠陥について通告し、また、それらの書類の少なくとも1の提出日から2月の期間を欠落書類の提出のために与えるものとする。

(4) (3)に基づく事情においては、特許出願日は通告書に指定されている書類がOSIMに提出された日である。

(5) (3)に基づく通告書によって承認された期間内に欠落書類が提出されない場合は、特許出願は提出されなかったものとみなし、特許出願をそのように取り扱った理由も表示して、この事実が書類を提出した者に連絡されるものとする。

(6) (5)に定めた事情において、OSIMが、写しを証拠資料として残し、一件書類を返還した場合は、その書類は公開されないものとし、それについては、書類提出者から書面による請求を受けた後、OSIM本庁において、提出者と協議することができる。

(7) 出願日を確定するときに、OSIMが本法第15条第2段落に従い、明細書の一部が欠落していることを確認した場合は、OSIMは出願人に通告するものとし、同人に、通告の送付の日から2月以内、ただし、本法第15条第1段落に定める書類の少なくとも1がOSIMに提出さ

れた日から4月を超える前に、欠落部分を提出するよう求める。

(8) 明細書の欠落部分は、出願人の発意により、本法第15条第1段落にいう書類の少なくとも1をOSIMが受領した日から4月以内に提出することも可能である。

(9) 出願人が、(7)又は(8)にいう期限内に、欠落部分をルーマニア語によって提出した場合は、OSIMは欠落部分が明細書に含まれていると判断するものとし、出願日は欠落部分がOSIMに提出された日とし、また出願人にはその旨が通告される。

(10) 先の出願の優先権が主張され、かつ、欠落部分が、その優先権を主張する先の出願に含まれている場合は、出願日の認定を受けるためには、出願人は次のものを提出しなければならない。

(a) ルーマニア語による欠落部分。提出期限は、本法第15条第1段落に定める書類の少なくとも1がOSIMに提出された日から4月以内とする。

(b) 欠落部分を含んでいる先の出願の写しであって、欠落部分を正確に表示しているもの。提出期限は、(a)にいう期限とする。

(c) 先の出願の謄本であって、その出願が提出された官庁によって認証されているもの、及びその優先権を主張する出願の出願日。提出期限は、通告から4月以内、ただし、主張する優先日から16月以内とする。

(d) 先の出願がルーマニア語によって提出されていない場合は、先の出願のルーマニア語翻訳文

(11) (10)の規定を適用する場合は、次の条件が満たされていなければならない。

(a) 明細書の欠落部分の全部が先の出願の中に見出されること

(b) 先の出願が既にOSIMに提出されている場合は、出願人は(10)(a)に規定する期限内に欠落部分のみを提出すること

(c) 本法第15条第1段落にいう書類は、特許出願において、その優先権を主張する先の出願への明示の言及を含んでいること

(12) (10)にいう要件が遵守された場合は、出願日は、本法第15条第1段落の規定に従って確定される日とする。

(13) 明細書の欠落部分が(7)又は(8)に定める期限内に提出されたが、OSIMが、それがその優先権を主張する先の出願に属していないと認めた場合は、出願日は、欠落部分の提出日とし、また、OSIMは理由を表示して、それについて出願人に通告する。

(14) (9)又は(13)に基づく、出願日の認定に関する通告から1月以内に、出願人がOSIMに対し、欠落していると当初に思われていた部分を取り下げる意図を連絡した場合は、特許出願日は、本法第15条第1段落の規定が遵守された日とする。

(15) (10)(b)にいう先の出願の謄本は、明細書、クレーム及び、該当する場合は、図面を含むものとする。先の出願がクレーム及び図面を含んでいない場合は、これらのものは(10)(a)に定める期限内に提出しなければならない。

(16) 欠落部分を提出するための、又は提出した欠落部分を取り下げるための申請書は、出願日を確定するために発明の明細書の欠落部分を提出するための手数料又は、該当する場合は、提出した欠落部分を取り下げるための手数料の納付があった場合に限り、提出されたものとみなす。

(17) 原出願の分割から生ずる特許出願の出願日は、原出願の出願日と同一である。

(18) 本法第66条第2段落(b)の規定を適用する場合は、新たな特許出願は原特許出願と同一

の出願日を有するものとする。

第9条 正規の国内出願

(1) OSIMに提出される、第14条(1)にいうすべての書類は、特許出願に係る正規の国内出願を構成する。

(2) (1)にいう特許出願は、パリ条約第4条に定める正規の国内出願の効果を生ずる。

(3) 本法第15条第1段落にいう要件が満たされ、かつ、本法第14条第1段落(d)及び(e)に定めた書類が提出された場合は、OSIMは出願人に対し、その特許出願が正規の国内出願の効果を生じさせた旨を通告する。

(4) (1)及び(2)の規定は、本法第19条第1段落の規定を遵守しない特許出願を分割することから生ずる特許出願にも適用する。

(5) 本法第16条第1段落に従い、明細書、クレーム及び／又は図面を外国語によって提出する外国の出願人の場合は、その特許出願は提出日から正規の国内出願の効果を生ずるが、ただし、当該書類に関する認証されたルーマニア語翻訳文3通がその日から2月以内にOSIMに提出されることを条件とする。翻訳文の提出又はそれに係る手数料の納付をしないときは、その出願は、本法第28条第2段落(a)の規定により拒絶されるものとする。

(6) 本法第15条第7段落の規定の適用上、クレーム及び、該当する場合は、図面が出願日に提出されていなかった場合は、これらのものは法定手数料を納付して、出願日から2月以内にOSIMに提出することができ、また、この場合は、特許出願はその出願日から国内出願の効果を生ずる。

(7) クレームが本法第15条第7段落の規定に従って提出されない場合は、その出願は本法第28条第4段落(e)により、取り下げられたものとみなす。

(8) 明細書及びクレームにおいて図面への言及がされているが、図面が、出願日又は(6)にいう期限内にOSIMに提出されていない場合は、OSIMは出願人に対して次の事項について通告する。

(a) 通告から2月以内、かつ、出願日から4月以内に、図面への言及を抹消することによって修正した明細書及びクレームがOSIMに提出されることを条件として、明細書及びクレームにおける図面への言及は抹消されたと判断することの必要性、又は

(b) OSIMは審査手続を明細書の内の図面に言及していない部分に限って行うという事実。この場合は、出願人は(a)に定めた期限と同一の期限内に再作成した明細書及び図面を提出しなければならない。

(9) 出願人が、(8)にいう通告に対し、承認された期限内に応答しないときは、その特許出願は取り下げられたものとみなす。

第10条 条約優先権及びその主張

(1) 優先権を主張するための条件及びその主張によって生ずる効果は、パリ条約に定める条件及び効果である。

(2) 本法第20条第4段落にいう申立によって、パリ条約の同盟国において若しくは関して、又は世界貿易機関の加盟国に関して行われた1又は2以上の先の国内、広域又は国際特許出願についての優先権が主張される。

(3) (2)に定めた申立は、次の事項を表示しなければならない。

- (a) 先の出願の出願日
 - (b) 先の出願の出願番号
 - (c) 先の出願が国内出願である場合は、先の出願が提出されたパリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の名称
 - (d) 先の出願が広域出願である場合は、広域特許条約の規定に従って広域特許を付与する当局の名称
 - (e) 先の出願が国際出願である場合は、出願の提出先である受理官庁の名称
- (4) (2)の規定による先の出願が広域又は国際出願である場合は、優先権主張はまた、出願の対象である1又は2以上のパリ条約同盟国を指示することもできる。
- (5) 広域特許条約を基礎として行われた特許出願が、パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の何れでもない国において生じたものであるときは、優先権主張は先の出願の対象国である少なくとも1のパリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国を含んでいなければならない。
- (6) 1の特許出願に関して、複数の国において生じた先の出願に係る複数の優先権を主張することができるが、本法第20条第5段落の規定を遵守することを条件とする。
- (7) 優先権主張手数料は個々の優先権について、次の時期に納付されるものとする。
- (a) 優先権主張が出願時に行われる場合は、出願時から4月以内、又は
 - (b) 国内段階の開始時
- (8) 優先権主張手数料を、法定金額によって及び(7)に定めた期限内に納付しないことは、優先権の不承認を生じさせる。
- (9) (1)又は(6)の規定に従って先の出願に係る1又は2以上の優先権を主張する出願においては、それらの優先権の何れかを主張することは、その出願が、優先権が主張される1又は2以上の出願に含まれていない1又は2以上の特徴を含んでいるという条件の下においても認められる。ただし、何れの場合においても、本法第19条第1段落の規定による発明の単一性が存在することを条件とする。
- (10) 特許出願において1又は2以上の優先権が主張されている場合は、後願の内の先願に含まれている部分のみが承認されるものとし、(9)の規定により、優先権が主張される出願に含まれていない部分については、後願は本法の条件の下で優先権を生ずる。
- (11) 優先権主張を伴っている後願の発明に係る特徴の何れかが先願に記載されているクレーム中に発見できない場合であっても、それらの特徴が先願を組み合わせたことから生ずることが明らかな場合は、優先権の承認を受けることができる。
- (12) 出願人は、非単一性の特許出願である先願に由来する優先権を享受することができ、その出願が原出願国において分割されたか否かを問わない。
- (13) 特許出願が特許出願の分割から生じたものである場合は、出願人は分割された出願に関して主張された優先権の利益を受けることができる。
- (14) 複数の段階的に接続する優先権を主張することは認められない。
- (15) (2)による申立に含まれる情報は、次の条件が満たされる場合は、訂正することができる。
- (a) 出願人又はその職業代理人が署名しており、情報の訂正を明示して請求する請求書が、優先日から12月の期限の到来後、2月以内に提出されること
 - (b) 優先権主張に関する情報の訂正を公告するための手数料が出願日又は国内段階の開始日から4月以内に納付されること

(16) 先の出願に関して主張することができる優先日から 12 月以内の出願日を有する特許出願においては、優先権は、本法第 22 条第 1 段落の規定に従い、その優先権が主張される最先の出願の出願日を起算日とする 12 月の期限の到来から 2 月以内に主張することができる。

(17) (16)に従って主張される優先権は、次の条件が満たされる場合に限り、承認を受けることができる。

(a) 出願人又はその職業代理人が署名しており、優先権主張の追加を明示して請求する請求書が、12 月期限の到来から遅くとも 2 月以内に提出されること

(b) 出願日後における優先権主張のための手数料が優先権を主張する時に納付されること

(18) 本法第 20 条第 7 段落の規定により、優先権は次の条件が満たされる場合に限り、承認を受けることができる。

(a) 出願人又はその職業代理人が署名しており、原状回復を明示して請求する請求書が存在すること。出願時に先の出願の優先権が主張されていなかったときは、請求書には優先権主張が添付されなければならない。

(b) (a)にいう請求書が、優先期間の満了から 2 月期限内に提出されること

(c) (a)にいう請求書が、優先期間内に特許出願をすることができなかった理由を示しており、また、その理由を裏付ける声明又は他の証拠を添付することができること

(d) 優先権主張手数料が、(a)に基づく請求書の提出時に納付されること

(19) (17)又は(18)の規定は、(17) (a)又は(18) (a)にいう請求書が、出願人が本法第 23 条第 3 段落の規定による出願公開を請求する前、又は OSIM が取下請求を承諾する若しくは却下する旨の決定をする前に提出される場合に適用する。

(20) (18)の規定が満たされない場合は、OSIM は本法第 22 条第 4 段落の規定により、優先権の不承認を決定するものとする。

第 11 条 国内優先権

(1) 後願に関しては、出願人は出願日から 5 月以内に OSIM に対して国内優先権書類を提出するものとする。

(2) 国内優先権書類は、出願人の請求があった場合は、優先権証明書の発行手数料が納付されることを条件として、OSIM によって発行され、後の特許出願に添付される。

(3) 国内優先権を主張するための手数料は、後願の出願日から 4 月以内に納付しなければならない。

(4) 後願に関して国内優先権を主張しないこと、又は優先権書類の提出若しくは国内優先権主張手数料の納付をしないことは、主張される優先権についての不承認を生じさせる。

第 3 節 発明の主題

第 12 条 物

(1) 本法第 7 条第 1 段落にいう物は、それが技術的課題を解決する限りにおいて、発明の主題である。

(2) 物体であって、構造部分又は構成部品によって、それらを結び付ける要素によって、構成形状又はその構成部品の形状によって、それを製造するために使用される材料によって、構成部品間の構造的、位置的及び機能的関係によって、又はその機能的役割によって、技術

的に定義される一定の特性を有するものを、物とすることができる。

(3) 次のものは、(1)及び(2)の規定の意味での物とすることができる。

(a) 装置、設備、備品、機械道具、器具、又は製造若しくは作業方法を実行するために一体となって作動する、若しくはその作業手段に関連する組立部品

(b) 電気、空気又は水力の回路

(c) 中間生成物を含む化学物質であつて、化学式で表される構成要素及び構成要素間の関係によって、代替基、分子構造、立体的異性、分子量又はそれらを個性化する又は特定化する他の特徴の意義によって、定義されるもの

(d) その用途を示している媒体又は薬剤、化学物質

(e) 物理的又は物理・化学的混合物であつて、その構成要素、構成要素間の数量比率、構造、物理化学的特性又はそれを個性化し、技術的課題の解決のために利用可能にする他の特性によって定義されるもの

(4) 物を(2)の規定に従って定義することができない場合は、その製造方法によって定義することができる。

(5) 微生物学的発明の主題として本法第7条第1段落にいう物は、第68条(3)及び(7)の規定に従って定義される。

(6) コンピュータ関連発明の主題である物は、第44条(12)において定義する。

第13条 方法

(1) 方法は、それが技術的課題の解決を構成する場合は、本法第7条第1段落の規定により特許を受けることができる発明の主題である。

(2) (1)による方法は、段階又は処置の論理的継続であつて、命令によるその遂行によって、初期条件、例えば、選択された原材料、パラメーター、遂行の基となる及び／又は遂行に使用される技術的手段等によって、及び最終的生産物又は結果によって定義されるものを示す。

(3) (1)の規定による方法は、次のものによって構成される。

(a) 物を取得するか、変更する効果を有する機械的、物理的、化学的技術活動

(b) 作業段階によって特徴付けられる実施方法、又は

(c) 公知の物又は方法に関する新規の使用

(4) 微生物学的発明の主題として本法第7条第1段落にいう方法については、第68条(3)において定義する。

第4節 特許出願

第14条 特許出願の構成要素

(1) 本法第14条第1段落により、特許出願は特許の付与を請求する様式を含むものとし、それには発明の明細書、1又は2以上のクレーム、及び、該当する場合は、明細書及び／又はクレームにおいて言及されている図面が添付されていなければならない。

(2) 特許出願には、前記以外の次の書類が添付されるものとする。特許出願の要約、職業代理人を指名するための委任状、優先権書類、優先権の移転に関する許諾書、生物材料の国際寄託機関への寄託を証明する書類、発明者を指定する書類、特許を受ける権利を移転するための書類、博覧会証明書

第 15 条 特許出願様式

(1) 本法第 14 条第 1 段落(a)の規定による特許の付与を求める願書は、印刷された様式によって OSIM に提出することができ、それには次の事項を含める。

(a) 発明に関して特許の付与を求める明示の請求

(b) 発明の名称であって、発明の主題を明瞭かつ簡潔な方法で記載したもの

(c) 1 又は、該当する場合は、2 以上である出願人の身元を確認するために必要なすべての表示

(d) 発明者の名称が出願人の名称と異なる場合は、発明者の名称。併せて、発明を創作したときの作業場所を記載する。

(2) (1)に基づく様式は、次の事項を表示する一覧を含まなければならない。

(a) 全体の頁数、並びに明細書、クレーム、図面及び要約の頁数

(b) 様式に添付する他の書類の名称、例えば、委任状原本、包括委任状の写し、優先権書類、コンピュータで読み取ることができる様式によって提示するヌクレオチド配列一覧、手数料の納付書類、微生物又は他の生物学的材料の寄託に関する書類、出願人が発明者を指定するための書類、出願人が特許出願をする及び特許の付与を受けることに関して有する権利を証明する書類、優先権の譲渡に関する許諾書、並びに個々の書類の頁数

(c) 図面の中の図であって、公開時に、要約に添付するよう出願人が指示するものの番号。出願人は正当な理由があるときは、2 種類の図の公開を請求することができ、その場合は、出願人は、その図の番号を表示するものとする。

(3) (2)にいう一覧は、出願人によって記入されなければならない。OSIM は、提出したと申し立てられる書類の存在を点検し、登録しなければならない。

(4) (1)の様式はルーマニア語によって起草されるものとし、また、印刷、タイプ又は手書きによる書面 3 通が提出されなければならない。

(5) (1) (c)にいう表示は、次の通りである。

(a) 出願人が自然人である場合は、その姓、名、住所、同人の国籍が所属している国

(b) 出願人が法人である場合は、正式な完全名称、本拠地、同人の国籍が所属している国、並びに法人の法的存在に関するその他の公式情報

(6) 出願人が 2 以上であり、それらの者が職業代理人を OSIM に対する代理人としていない場合は、通信のために指定する 1 の出願人を出願書類に表示しなければならない。表示されない場合は、OSIM は様式に表示されている最初の出願人を相手として通信するものとする。

(7) 出願人から要求があった場合は、OSIM はその通信を出願人が表示する他の宛先に送付するものとする。

(8) (1)の規定の下で言及されている特許出願様式は、次の事項も含むことができる。

(a) 職業代理人の特定に関する情報

(b) 第 10 条の規定による優先権の主張

(c) 第 8 条(2)の規定による、何れかの官庁に提出された先の特許出願に対するルーマニア語による言及

(d) 出願人がその出願に関して行われることを希望する手続の表示。これには、次のことを明示する。本法第 23 条第 3 段落の規定による特許出願公開、本法第 24 条の規定による調査報告書の作成、本法第 25 条の規定による実体審査

(e) 分割出願の基になっている原出願に係る出願番号及び出願日の表示

(9) (5), (6)及び(8) (a)の規定による, 住所又は登録事務所による表示は, 郵便配達のための通常の要件を満たしていなければならない。早急な連絡を可能にするために, 電話及びファクシミリの番号又は他の種類の通信のために必要な情報も表示されなければならない。

(10) (1)にいう様式は, 出願人又は同人によって指名された職業代理人によって署名されなければならない。出願人が2以上である場合は, 様式は, 他の出願人の同意を得た, 少なくとも1の出願人によって署名されなければならない。

(11) 出願様式に(10)の規定による署名がされていない場合は, OSIM に有るその様式の1通が, 出願人又は, 該当する場合は, その職業代理人に対し, 同人が署名された様式を出願日から2月以内にOSIMに返送することを求める通告を付して, 返送されるものとする。返送がされないときは, その出願は特許出願としては取り扱われないものとし, 第8条(5)が適用される。

第16条 発明の明細書

(1) 本法第14条第1段落(c)による発明の明細書は, 次の事項を含んでいなければならない。

(a) 特許出願に表示されている発明の名称であって, クレームする発明を, それを開示することなく, かつ, 恣意的名称を含めずに, 明瞭かつ簡潔な記載を含んでいるもの

(b) その発明を利用することができる技術分野の明細

(c) クレームする発明に関する理解, 文献調査の遂行及び審査にとって有用であると出願人が考える先行技術の提示であって, それを具体的に示している文献の名称を付したもの。クレームする発明に最も近いと考えられる少なくとも1の解決方法が提示されなければならない。先行技術が伝統的知識も含んでいる場合は, その知識及び, 分かっている場合は, その出所も明細書に明示的に表示されなければならない。

(d) 出願人がその発明によって解決しようとする技術的課題の提示。技術的課題とは, 目的であって, それを達成することがその発明が関連する技術分野における成功を示すことになるものを明確にするものである。

(e) クレームする発明についての開示であって, 当該技術の熟練者がその技術的課題を, それが明示して提示されていない場合においても, 理解することができるようにするもの, 及びそれを解決する手段。明細書が発明の単一性の条件を満たしている一群の発明を含んでいる場合は, その群に属する個々の発明について別個に開示されなければならない。

(f) 技術水準と比較した発明の利点の提示

(g) 図面が存在している場合は, 説明図面の個々の図についての簡単な説明

(h) クレームする発明の少なくとも1の実施態様に関する詳細説明であって, 適切な場合は, 見本を使用し, 図面があるときは, それに言及しているもの。複数の実行手法が存在している場合は, 個々の手法について少なくとも1の実施態様が提示されなければならない。

(i) 発明に関する産業上の利用方法の表示。ただし, その表示は, その方法が(h)による詳細説明又は発明の性質から自明とはならない場合に行う。

(2) (1)の規定による明細書には, 化学, 物理又は数学のモデル及び式, アルゴリズム, プログラミング・ライン, サブルーチン又はコンピュータ・プログラム, 表を, 専らそれらに関する実施態様において, 発明の主題の提示を支持することなく, 提示することができる。

(3) 明細書は, (1)にいう形式及び順番で, 提示しなければならないものとするが, 発明の性質上, 異なる提示が, 発明をより良く理解させることになるときは, この限りでない。

(4) (1)の規定による発明の明細書は、ルーマニア語の技術用語によって記載しなければならない。同等の技術用語がルーマニア語に存在していない場合は、外国語が普通である技術用語、特にデータ処理の分野におけるものは使用することができる。

第17条 コンピュータ・プログラムの分野における発明の明細書

(1) コンピュータ・プログラムの分野における発明の明細書は、第16条の規定を遵守しなければならない。

(2) 発明をより良く理解するために、(1)の諸規定に従う明細書には、データ処理の作業段階を示すプログラム組織図表等の図表、表その他類似のものを添付することができる。

(3) 明細書に関しては、データ処理単位に関するプログラムについての通常のプログラム言語による短い断片が認められるが、ただし、それらが発明を実行する方法をより良く説明するものであることを条件とする。

第18条 クレーム

(1) 本法第14条第1段落(d)の規定の適用上、クレームは、保護を求める事項をその発明の技術的特徴に係る用語をもって定義しなければならない。

(2) (1)によるクレームは、その各々について及び全体としての双方において明解かつ簡潔でなければならず、それは、第16条に定める明細書によって支持されていなければならない。

(3) (1)によるクレームは、2部に分けて作成されるものとし、次のものを含むものとする。

(a) 発明の主題及びそれを定義するために必要であり、かつ、結合して技術水準に属する技術的特徴を表示する前文、及び

(b) 特徴部分であって、「・・・に特徴を有する」という表現をもって導入され、前文に記述した特徴と結合して、主張されている保護を定義する技術的特徴を表示するもの

(4) 前記に拘らず、クレームは、保護を求める主題を定義する1の技術的特徴又は2以上の技術的特徴の結合についての表示を含む単一部分の形で作成することもできる。

(5) 1の特許出願は、発明の基本的な技術的特徴に応じ、1又は2以上の独立クレームを含むことができる。独立クレームには、1又は2以上の従属する従属クレームを続けることができる。

(6) (5)の規定による独立クレームは、発明の主題を定義するために必要な基本的な技術的特徴のすべてを明瞭に記述しなければならない。

(7) (5)の規定による従属クレームは、その従属先である独立クレームのすべての特徴を黙示的に含むものとし、かつ、次の条件を満たしているものでなければならない。

(a) 独立クレームにおいて既に記述されている、発明の基本的な技術的特徴を発展させるか又は説明すること、又は

(b) その発明に関する特定の実施態様に係るものであること、又は

(c) 独立クレームの中の技術的特徴とは異なる技術的特徴であって、主張されている保護に係る主題を定義するための基本的な特徴ではないものを含んでいること

(8) (5)の規定による従属クレームは、その従属先であるクレームへの言及を、従属先のクレームの最初に記載されている技術水準に言及することなく、含んでいなければならない。

(9) (5)の規定による従属クレームには、それに従属する1又は2以上の従属クレームを続けることができ、また、後者は多数従属クレームを示す。

(10) 1 又は 2 以上の先行するクレームに従属する、(5) 又は(9)の規定による従属クレームは、取りまとめて、最も適する場所に置くものとする。

(11) (1)によるクレームの数は、クレームされる発明の内容を考慮して適切なものとし、そのクレームにはアラビア数字による一連番号を付さなければならない。

(12) 単一の包括的発明概念を形成する一群の発明に関する特許出願は、個々の発明に関し、少なくとも 1 の、(5)による独立クレームを含んでいなければならない。

(13) 本法第 19 条の規定を損なうことなく、特許出願は同一種類(物、方法、設備、使用)に関する 2 以上の独立クレームを含むことができるが、ただし、その特許出願の主題が次の事項に係る場合に限るものとする。

(a) 相互に依存する 2 以上の物、又は

(b) 物又は装置に関する種々の使用、又は

(c) 一定の課題に関する代替的解決法であって、それを単一のクレームに含めることができない場合のもの

(14) (1)の規定によるクレームを作成するときは、次の事項も考慮しなければならない。

(a) クレームに含まれる技術的特徴の名称及び引用符号が明細書及び図面に含まれているものに対応していること

(b) クレームは単一文として作成されるべきこと

(c) 特許出願が図面を含んでいる場合においてクレームの理解を容易にするときは、クレームに記載されている技術的特徴の後には、その特徴に関する引用符号を括弧に入れて付記するものとする。引用符号は、クレームの制限とは解釈されないものとする。

(d) クレームは図面又はグラフ、プログラム・ライン、サブルーチン又はコンピュータ・プログラムを含むことはできないが、ただし、化学又は数学の式がクレームされる保護の対象の定義にとって必須であるときは、クレームはそれらを含むことができる。

(e) クレームは、「明細書の・・・の箇所に記載したように」又は「・・・の図に示したように」のような引用を含んではならない。ただし、絶対的に必要な場合は、クレームは、発明の技術的特徴に関し、明細書及び図面を引用することができる。

(15) コンピュータ・プログラムに関連する発明の場合は、クレームは、次のことを可能にするように記載しなければならない。

(a) その物に関する新たな特徴を、同等の方法を達成するように変更された手段を含むシステム内のコンピュータ・プログラムの手段によって達成すること

(b) その方法の実行を決定するプログラムをシステム内で作動させることが可能な場合は、その方法をシステム内で達成すること

第 19 条 図面

(1) 本法第 14 条(1)(e)の規定による図面は、それが発明及びその技術的特徴を理解するのに貢献する場合は、必要である。

(2) (1)の規定による図面は、符号、数字及び／又は文字によって構成される引用を含むものとし、その引用は、その番号による、第 16 条にいう明細書の表示に対応する構成要素を示すものとする。

(3) (1)の規定による図面は、複数の図を含むことができ、それらは技術的製図の分野において承認されている基準に従って作成されるものである。

(4) (3)の規定による図面の用紙は、A4形式又は、例外的にA3形式によるものとし、トレーシング・ペーパー、白色の厚紙又はそれ以外の台紙により作成することができるが、ただし、静電気的方法による複製を可能にするために必要なコントラストを有することを条件とする。紙面には図面の限界を示す枠又はその他の線があってはならない。紙面の最小余白は、各辺2.5cmでなければならない。

(5) 表を除き、工程表及び図表は(1)に基づく図面とみなされる。

(6) (1)の規定による図面は文言を含まないものとするが、ただし、厳格に必要な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」等の単語又は孤立した語句、工程表及び工程を示す図表、それらを理解するために絶対的に必要なキーワードは例外とする。

(7) (2)の規定による引用符号は、明細書及びクレームに記載されているものと一致していなければならない。また、逆も同様とする。

第20条 特許出願構成要素の提示に関する主要条件

(1) 本法第14条第1段落の規定による、特許出願の構成要素を形成する出願様式、明細書及び図面は、なめらかな、光沢のない、固い、かつ、耐久性のあるA4形式の紙を使用し、その短辺が上下方向となる形で記載し、各々その3通を、第4条の規定に従ってOSIMに提出しなければならない。

(2) (1)の規定に従って提出される明細書、クレーム及び図面の3通の内の1通には、その各紙面に、出願人又は、該当する場合は、その職業代理人が署名をするものとし、それが原本となる。

(3) 特許出願の用紙はすべてその用紙の片面のみに記載し、また、任意の数の写しを複製するために、分離できるような形になっていなければならない。用紙には、裂け目、しわ又は折り目があってはならない。

(4) 用紙にはアラビア数字による昇順の一連番号が、用紙の上端中央部に記載されるものとする。

(5) 明細書及びクレームは、1.5から2行までのスペースで作成又はタイプされるものとし、個々の用紙には、各辺に2.5cmの余白を置かなければならない。

(6) 特許出願の中の符号、図形文字、化学式又は数式は手で書くこと又は描くこともできる。

(7) 明細書及びクレームの用紙は、図面を含んでいてはならない。

(8) 特許出願用紙には、抹消、訂正、重ね書き又は行間挿入があってはならない。それらが残っている場合は、出願人は原本の修正箇所の前部に署名しなければならない。

(9) 特許出願の個々の構成要素は、新たな頁で始まるものとし、それらの用紙は容易に特定し、めくり、分離し及び綴じ直すことができるように綴じられているものとする。

(10) 特許出願においては、その発明の適用分野において承認されている技術用語、記号及び符号が使用されるものとする。

(11) 度量衡の単位は一般に、国際的システムによって表示されるものとする。

(12) 用語及び引用符号は、明細書、クレーム及び図面の全体において一貫していなければならない。

(13) 次のものは、特許出願提出物の一部とはならないものとし、出願人に返還される。発明を実行して生産された物、縮尺模型、発明に関する製造映像、特許出願の構成要素を含む、紙面以外の媒体、及びその他類似のもの

(14) 電子的形態において又は電子的手段によって提出される明細書、クレーム及び図面に基づく特許出願の提出は、第5条(1)の規定が適用された後に限り、行われたものとする。その日の前に紙面以外の媒体で提出された文書は出願人に返還する。

(15) 名称及びクレームは、商業的呼称、製品標章、空想的呼称その他を含んでいてはならない。

第21条 特許出願の要約

(1) 本法第14条第8段落の規定の適用上、要約は、専門家が技術的情報を選択する、及び特許出願について調査する必要に関して決定をするという両方の目的にとって有用なものでなければならない。

(2) 本法第14条第7段落の規定により特許出願に添付する要約は、約150語を使用して作成しなければならない、その内容についての条件は次の通りとする。

(a) 要約は、発明の名称、及びその発明又は一群の発明が属する技術分野を表示しなければならない。

(b) 要約は、出願において開示されている発明についての短い説明であって、技術的課題、技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を理解することを可能にするもの、並びに、適切な場合は、特許出願に記載されている化学式の内の発明の特徴を最も良く示しているものを含んでいなければならない。

(c) 要約は、発明の利点若しくは価値の主張、又は思惑的利用についての考慮を含んでいてはならない。

(d) 要約には、公開するとき使用される図、又は、例外的には、複数の図についての指示が添付されていなければならない。

(3) OSIMは(2)に基づく要約と共に他の1又は2以上の図を公開するよう決定することができるが、ただし、それはOSIMがそれらのものが発明の特徴を一層よく示していると考えられる場合とする。要約において言及されており、かつ、図面において図示されている主な特徴の各々には、括弧に入れた参照符号が付されていなければならない。

第22条 委任状

(1) 出願人、所有者、譲渡人その他の者を代表する職業代理人の指名は、特許出願の提出時にOSIMに提出される特別の委任状によって行われるものとし、委任状には、被代理人の名称及び署名が記されていないといけない。

(2) (1)による委任状が特許出願の提出日又は国内段階の開始日に提出されていない場合は、委任状は、欠落した委任状の提出に関し、OSIMから出願人に通告がされた日から2月以内、又は出願日若しくは国内段階の開始日から4月以内のうち、何れか遅く満了する期間内においても提出することができる。

(3) 出願人がルーマニアの領域に住所又は登録事務所を有しておらず、かつ、(2)の規定が満たされない場合は、それに係る特許出願は却下される。

(4) 前記の被代理人がルーマニアの領域に住所又は登録事務所を有しているが、(2)の規定が満たされていない場合は、OSIMは職業代理人を登録簿に記入しない。

(5) 同一の被代理人に属する2以上の特許出願又は特許に関する手続に関する委任状、すなわち包括委任状は、次の規定が満たされることを条件として、OSIMが保管する包括委任状登

録簿に記入する。

- (a) 委任状において、すべての特許出願若しくは特許が特定可能であるか又は、該当する場合は、委任の対象外であるものが指定されていること
- (b) 個々の特許出願及び特許に関し、OSIMによって認証された委任状の副本であって、包括委任状登録簿における登録番号及び職業代理人の署名が付されたものが OSIM に提出されること、及び
- (c) 委任状副本に関する認証及び交付のための手数料が納付されること
- (6) 委任状がルーマニア語によって作成されていない場合は、委任状には、原本に合致していることが証明されている翻訳文が添付されなければならない。

第 23 条 優先権書類

(1) 本法第 20 条第 4 段落の規定の適用上、先の特許出願の優先権を主張する出願人は、主張する優先日から 16 月以内に OSIM に対し、先の出願の提出先である当局によって認証された、出願日が付されている先の出願の謄本であり、優先権書類となるものを提出しなければならない。

(2) 国内段階が開始された国際出願に関しては、優先権書類は、OSIM が国際事務局に請求する。

(3) 国際出願に関して先の出願の優先権が主張され、かつ、国内段階が開始されており、かつ、優先権書類が特許協力条約に基づく施行規則の規則 17 に定める期限内に国際事務局に提出されていない場合は、主張する優先権についての承認を得るために、次に示す時期に、優先権書類を OSIM に提出することができる。

(a) 第 30 条(3)の規定が適用される場合は、国内段階の開始日から 4 月以内、又は

(b) 第 30 条(4)の規定が適用される場合は、国内段階の開始日から 2 月以内

(4) 出願人からの請求があったときは、OSIM は優先権書類を第 5 条(3)に定める条件に基づいて、パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国のデジタル文庫から電子的形態で取得することができる。

(5) OSIM は、次の事情においては優先権を承認しない。

(a) OSIM に対し、優先権書類を提出しない場合、(4)の規定による申請書を提出しない場合、又は

(b) 優先権主張のための手数料を納付しない場合

(6) 優先権書類は、先の特許出願又は実用新案登録出願の提出を確認することができる。

(7) 本法第 22 条第 3 段落の規定の適用上、OSIM は出願人に対し、優先権主張についての承認のために、優先権書類に関する、証明されたルーマニア語翻訳文を提出するよう通告することができる。通告日から 2 月を超えない、許可された期限内に、優先権書類の翻訳文を提出しないことは、優先権主張についての不承認を生じさせる。

(8) 1 又は 2 以上の優先権が主張され、かつ、OSIM が通告を通じて、優先権書類の翻訳文を請求した場合は、出願人又はその権原承継人は、個々の優先権書類に対応する、明細書、クレーム及び、該当するときは、図面の箇所も指示しなければならない。

(9) 外国において特許出願又は実用新案出願をした者であって、その出願に関し、ルーマニアにおいてした先の出願の優先権を主張する権利を有する者は、ルーマニアにおいてした先の出願を確認する優先権書類の交付を要求することができる。

(10) OSIM は前記の権利者に対し、(9)に従って要求された優先権書類を交付するものとするが、ただし、海外でした保護を求める出願の謄本が OSIM に提出されること、及び法定手数料が納付されることを条件とする。

第 24 条 優先権移転の許諾

(1) 本法第 20 条第 8 段落及び第 9 段落にいう許諾書は、優先権の譲渡人が OSIM に提出しなければならないが、また、その許諾書は、最初の出願に関して優先権を主張する権利について記載しなければならない。

(2) 許諾書を OSIM に提出するための期間は、本法第 20 条第 1 段落又は第 7 段落に規定する優先権の主張の場合は、優先日から最大で 17 月である。その期間内に提出がされない場合は、(本法第 22 条第 4 段落の規定に従って) OSIM は主張された優先権の不承認を決定する。

(3) 優先権期間内において、優先権の継承譲渡が生じた場合は、その譲渡は、(2)の規定に基づく期間内に、OSIM に登録しなければならない。

(4) (2) 又は第 30 条第 (13) を適用する場合は、許諾書は国内段階の開始日から 3 月以内に OSIM に提出しなければならない。その期間内に提出がされない場合は、国内段階の開始日から 6 月以内に OSIM は主張された優先権の不承認を決定する。

第 25 条 生物学的材料の国際寄託機関への寄託を証明する書類

(1) 本法第 18 条第 2 段落に規定する書類は第 73 条 (3) に基づく期限内に OSIM に提出しなければならないが、また、次の事項を含んでいなければならない。

- (a) 生物学的材料の名称
- (b) 生物学的材料を寄託した寄託機関の名称及び宛先
- (c) 寄託に付されている寄託番号
- (d) 生物学的材料の寄託機関への寄託日

(2) (1) にいう書類は、生物学的材料が寄託機関に対して、寄託日より又は特許出願に関する承認された優先日前に寄託されたことを証明していなければならない。

(3) 特許出願における発明が微生物に関連するものである場合において、(1) に記載した証明書が提出されない場合は、それに係る出願は拒絶されるものとする。

第 26 条 発明者を指定するための書類

(1) 本法第 14 条第 2 段落の規定の適用上、出願人が発明者と同一人物でないか又は単独の発明者でない場合は、特許出願に添付する別途書類において発明者の指定がされなければならない。

(2) (1) による指定書は、発明者の姓、名及び完全な宛先を記載しなければならない。これらの情報は、出願人が特許の付与を受ける権利を取得したことを証明する書類に記載されている情報と一致していなければならない。

(3) OSIM は、発明者指定の正確性を点検しないものとする。

(4) 出願人が発明者の資格を有さない場合又は単独の発明者でない場合は、OSIM は特許出願の公開に関して第 35 条に定める他の情報と共に、(2) に従って指定された発明者に関する情報を公開するものとする。

(5) 出願人及び発明者は、発明者を指定する書類における誤謬に関して、(3) に関する通告の

省略を援用することができない。

(6) 本法第 35 条第 3 段落の規定の適用上、発明者がその名称を掲載される権利を書面によって放棄する場合は、発明者は特許出願の公開日より少なくとも 1 月前に OSIM に陳述書を提出しなければならない。

(7) 利害関係人が本法第 63 条の規定に従って、発明者権を確認する最終かつ取消不能の決定を提出する場合は、同人は、特許の付与を受ける権利を出願人に移転させる書類を OSIM に提出しなければならない。それが提出されないときは、特許出願は本法第 28 条第 2 段落(g)の規定に従って拒絶されるものとする。

(8) (1)に規定する指定書が誤謬を含んでいる場合において、正当な方式による請求があったときは、誤謬の訂正が行われるものとするが、ただし、被指定人の承諾があるときに限られる。

(9) 発明者の指定に関する情報を訂正する請求が第三者によって提出される場合は、出願人又は特許所有者の承諾も必要である。

(10) 発明者の指定が国家出願登録簿に不正確に記入されており、かつ、場合によっては、BOPI において公告されていた場合は、その訂正又は抹消も登録簿に記入され、かつ、適切な場合は、BOPI において公告されるものとする。

(11) 本法第 35 条第 3 段落の規定に従い、発明者名が公表されておらず、かつ、発明者の指定に関する言及の訂正又は抹消を求める請求を提出する場合は、出願人又は、該当する場合は、特許所有者は、発明者名を公表させないための手数料及び法的地位の変更のための手数料の各々を OSIM に納付する義務を負う。

(12) 発明者が特許出願の提出時に指定されていない場合は、出願人は本法第 28 条第 4 段落(a)に定める期限内に発明者についての申立をする義務を負う。特許出願が本法第 40 条第 2 段落の規定を遵守する場合は、発明者の指定は、公開のための情報の区分解除又は特許出願に関する決定が行われるときまでに行われるものとする。

(13) 出願人が、前記期限内に発明者を指定することに関して OSIM によって通告され、かつ、その通告に対して応答しなかった場合は、特許出願は、本法第 28 条第 4 段落(a)の規定により、取下とみなす旨を宣言される。

(14) 出願人又は特許所有者が OSIM に対して発明者集団の変更を請求する場合は、指定されている発明者の合意を示す認証された申立書を提出しなければならない。一部の発明者が含まれている場合は、申立書は、その権利を出願人に移転するための同意書も含んでいなければならない。

(15) (14)に定めた事情においては、請求は、発明者集団の変更及び権利の移転を提出するための法定手数料の納付があった場合に限り、応諾される。

(16) (14)の規定による申立書は、遅くとも特許を付与する旨の決定が行われるときまでに OSIM に提出することができる。提出がされないときは、OSIM は、出願人による発明者集団の変更請求を考慮しない。

第 27 条 特許の付与を受ける権利を移転するための書類

(1) 発明者が、特許出願をする前に、特許に関する権利を自然人又は法人に譲渡している場合は、本法第 14 条第 2 段落の規定により、出願人は特許の付与を受ける同人の権原を証明するために、OSIM に対しその移転を証明する書類を提出しなければならない。

(2) (1)にいう書類は、特許出願に関する決定が行われるときまでに、原本又は認証謄本の形で提出することができる。

(3) 特許の付与を受ける出願人の権原が特許出願から生じない場合は、OSIMは出願人に通告し、(1)にいう書類を提出するよう求めるものとする。

(4) 出願人が、(2)に規定した書類を特許に関して決定がされる日までに提出しないときは、OSIMは出願人にその書類を提出するために6月の期限を与えるものとする。書類の不提出は、本法第28条第2段落(g)の規定により、特許出願の拒絶を生じさせる。

(5) 特許の付与を受ける権利が出願日後に移転された場合は、OSIMによって決定がされるときまでに、移転書類の原本又は認証謄本が提出され、また、それに関連する手数料が納付されなければならない。それが行われない場合は、特許は出願人の名義で付与されるものとする。

第28条 博覧会証明書

(1) 特許出願の出願日から4月以内に、出願人はOSIMに対し、本法第11条第2段落にいう書類を構成する博覧会証明書を提出しなければならない。また、その証明書は次の事項を含んでいなければならない。

(a) その発明が展示された博覧会において工業所有権の保護に関する責任を負い、かつ、その証明書を発行した当局の名称及び登録事務所

(b) 博覧会の名称、その開催場所及び博覧会の開催日

(c) 発明の主題を、展示をする博覧会当局に提出した自然人の名称及び宛先、又は法人の呼称及び登録事務所

(d) その発明が現に博覧会において展示された旨の確認

(e) 発明の最初の開示日

(f) 証明書の発行番号及び発行日

(g) 展示された主題に関する説明の書面であって、ルーマニア語によって作成されており、(a)にいう当局によって証明されており、展示された主題が説明されている主題と同一であることを示しているもの

(2) (1)(e)にいう事情の関連において、発明の最初の開示が博覧会の開会日後である場合は、証明書は最初の開示日を記載しなければならない。

(3) 証明書には、発明者を特定する書類であって、発明者の特定に関し、(1)(a)に規定した当局によって認証された書類を添付することができる。

(4) (1)に規定した証明書がルーマニア語によって提出されない場合は、出願人は、OSIMからの通告を受けた後、その認証翻訳文を提出しなければならない。

第5節 OSIMに提出される国際出願

第29条 国際出願の受領及び処理

(1) OSIMは、国際出願であって、自然人若しくは法人であるルーマニア人の出願人によるもの、ルーマニアにその居所を有する又はルーマニアに、パリ条約第3条に定める現実かつ真性の工業上若しくは商業上の企業を有する出願人によるものに対する受理官庁とする。

(2) 国際出願が2以上の出願人によって行われる場合は、それらの者の内の1が(1)の規定を

満たすことで足りるものとする。

(3) OSIM は、特許協力条約及び特許協力条約に基づく施行規則に従い、受理官庁として国際出願を受領し、点検して、国際事務局に送付する。

(4) 国際出願は、出願人によって3通が作成されるものとし、かつ、それは特許協力条約及び特許協力条約に基づく施行規則に定める条件を満たさなければならず、その出願様式は国際事務局によって定められた様式とする。

(5) 明細書、クレーム及び要約は、出願人が次の言語の中から選択した1の言語によって起草しなければならない。ルーマニア語、フランス語、英語、ドイツ語又はロシア語

(6) 明細書、クレーム及び要約がルーマニア語で起草される場合は、出願人は(5)に示した他の言語の1による国際出願の印刷様式を使用しなければならない。

(7) 出願人は、特許協力条約第16条の規定に従って選定される官庁の1を国際調査機関として選択することができる。

(8) 明細書、クレーム及び図面が、出願人が選択した国際調査機関によって承認されている複数の言語の内の1でないものによって提出される場合は、出願人は出願日から1月以内にそれらの書類に関する、承認された言語による翻訳文を提出しなければならない。

(9) (1)、(2)又は(4)の規定が満たされていない場合は、国際出願は、受理官庁としてのOSIMが国際事務局の代理として受領したものとみなし、また、その書類全体は、出願人がOSIMに対し送付手数料に相当する金額の手数料を納付することを条件として、国際事務局に送付される。

(10) 出願人は受理官庁としてのOSIMに次の手数料を納付しなければならない。

(a) 特許協力条約に基づく施行規則の規則14に規定する、受理官庁としてのOSIMに納付すべき、国際事務局への送付手数料

(b) 特許協力条約に基づく施行規則の規則15に規定する国際登録手数料

(c) 特許協力条約に基づく施行規則の規則16.1に規定する国際調査手数料

(11) (10)(b)及び(c)に定めた手数料は、OSIMが国際事務局及び国際調査機関のために徴収し、その手数料はそれらの機関に送付する。

(12) (10)に定めた諸手数料の1が適時に納付されていない場合、又は期限到来前にその一部のみが納付されている場合は、特許協力条約に基づく規則の規則16の2が適用される。

(13) (10)及び(12)に定める手数料の納付証明書は、出願人が、手数料を納付した後、速やかにOSIMに提出しなければならない。

(14) 翻訳文が(8)に定める期限内に提出されていない場合は、翻訳文は、通告から1月以内、ただし、国際出願の提出から2月以内に提出することができるが、国際出願の翻訳文を後で提出するための手数料の納付を必要とする。

(15) 国際出願が特許協力条約及び特許協力条約に基づく施行規則に定める条件を満たしている場合は、OSIMは受理官庁として国際出願日を認定する。

(16) OSIMに提出された国際出願の写しは証拠用写しとして保管されるものとし、公衆の利用には供されない。

(17) 国際出願が、出願時に、国家防衛及び国家安全についての権限を有する当局により、本法第41条第2段落の規定に従って、「国家機密」として区分される情報を含んでいる場合、又はその発明に関する若しくは関連する情報がその後「国家機密」として区分された場合は、受理官庁としてのOSIMは、その出願を国際出願として取り扱わないものとし、それに伴

い、OSIM はその出願を国際事務局及び国際調査機関に送付せず、徴集済の(10)に基づく手数料を返還する。

(18) OSIM が受理官庁である国際出願は、特許協力条約に定める条件の下で、取下とみなす旨の宣言がされる。

(19) 国際出願が、その優先日より先の出願日を有する出願についての優先権を主張する場合は、出願人は特許協力条約に基づく施行規則の規則 26 の 2.3 に従って申請書を提出することができるが、ただし、原状回復申請手数料と同額の手数料を納付することを条件とする。

(20) 出願人が優先期限内に国際出願を提出するためのあらゆる努力をしたこと、又は優先期間に対する遅延が故意によるものでないことが確認される場合は、OSIM は(19)に規定した申請を受理する旨の決定をする。

第 30 条 国内段階において国際出願に関して行われる手続

(1) 本条の規定は、ルーマニアが特許協力条約の規定により指定国及び、該当する場合は、選択国である出願に適用する。

(2) 受理官庁への出願日が認定された国際出願は、同日にルーマニアにおいて提出された出願と同じ効果を有するものとする。

(3) 出願人が国際出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から 30 月以内に、ルーマニアにおいて国際出願の手続を続けようとする場合は、同人はルーマニアにおける国内段階を開始しなければならない。

(4) (3)の規定は、出願人が正当な理由により、30 月期限の到来日から 2 月以内に国内段階を開始する場合にも適用するが、ただし、原状回復申請手数料と同額の手数料を納付することを条件とする。

(5) ルーマニアにおける国内段階を開始するためには、出願人は OSIM に対し特許出願手数料、及び該当する場合は優先権主張手数料を納付しなければならない。また、国内段階を開始するための明示又は黙示の請求、並びに国際出願の明細書、クレーム、図面及び要約に関するルーマニア語の認証翻訳文 3 通を提出しなければならない。

(6) (5)の意味における国内段階開始のための明示の請求は、国際事務局により特許協力条約・出願人指針の形で発表されている国内段階開始のための様式を提出することによって行うものとする。

(7) 国内段階が開始された国際出願は、国家特許出願登録簿に記入する。

(8) 国内段階が開始された後、出願は、本法及び本規則に定める手続に付されるものとする。

(9) 出願人が(5)に定める手数料を納付し、外国語による国際出願の明細書、クレーム、図面及び要約の提出を正当化した場合は、法定手数料を納付することを条件として、ルーマニア語の認証翻訳文を国内段階開始日から 2 月以内に提出することができる。

(10) 出願人からの請求があったときは、OSIM は国際出願の一部のみに関するルーマニアにおける継続を受諾するものとし、また、この場合は、出願人は当該部分のみに関する翻訳文を提出するものとし、かつ、国際出願の内の、その翻訳文に含まれていない部分を表示し、それを放棄する理由を述べなければならない。

(11) 出願人が(3)又は(4)に定めた期限の後に国内段階の開始を請求した場合は、OSIM はその特許出願の却下を決定するものとする。

(12) 国際調査機関が、単一の包括的発明概念を形成している 2 以上の発明に関する国際出願

の一部のみを国際調査に付した場合は、出願人はルーマニアにおいて、その国際出願をそこに含まれているすべての発明に関し、又は(10)に従って、続行することができる。

(13) 出願人が、特許協力条約第 22 条又は第 39 条に定める期限内に特許協力条約に基づく施行規則の規則 4.17 にいう申立書を提出しなかった場合は、それらの申立書の何れも第 24 条及び第 27 条に定める条件に基づいて OSIM に提出することができる。

(14) 第 24 条及び第 27 条に定める書類の提出には、発明の明細書の欠落部分を提出することによって特許出願を完成させるための手数料に係る金額と同額の手数料の納付証明書が添付されなければならない。

(15) OSIM が、国内段階に移行した国際出願に関して行われる手続を遂行するために、当該出願に関して特許協力条約及び特許協力条約に基づく施行規則の規定に従って提出された又は発行された書類の写しが必要であると考えられる場合は、その書類は国際事務局に提供を求めることができる。

(16) (5) に基づいて定められている翻訳文は、国際出願の出願時に出願人によって提出された明細書、クレーム及び図面の翻訳文とすること、又は国際段階において出願に関して行われる手続の過程で補正された形での明細書又はクレームの翻訳文とすることができる。

(17) 国内段階に移行した国際出願に関しては、出願人は、その出願に関して国際段階において行われた手続の過程で補正された形での明細書又はクレームに関する認証翻訳文の何れをも OSIM に送付することができる。その補正は、受理官庁に提出されたときの国際出願における発明の開示範囲を超えてはならない。

(18) 出願人が、最初に提出した形でのクレームについての翻訳文を送付しなかった場合は、OSIM は出願人に対し、その翻訳文を 90 日以内に提出すべき旨を通告する。通告において指定されている期限内に、欠落していた翻訳そのものが提出されない場合は、OSIM は別に提出された、翻訳されたクレームを基にして手続を遂行するものとする。

(19) 出願人が、ルーマニアが同時に選択国である場合においても、特許協力条約第 22 条の規定に従って国内段階を開始している場合は、出願人は特許協力条約第 39 条の規定に従った国内段階を開始することができない。

(20) 出願人が特許協力条約に定める条件に基づいて国際予備審査の請求を取り下げるか又はルーマニアの選択を取り下げた場合は、ルーマニアは指定国に留まるものとする。

(21) ルーマニアにおいて国内段階が開始された国際出願の明細書、クレーム及び図面であって、ルーマニア語に翻訳されたものは、本法第 23 条の規定による国内段階の開始日から 6 月の期限が到来した後、直ちに公開する。

(22) しかしながら、出願は、出願人の同意がない限り、出願日又は主張されている優先日から 20 月が経過する前には公開することができない。

(23) 本法第 24 条の規定に従って調査報告書が請求された場合は、報告書は、出願人によって指示された明細書、クレーム及び図面の翻訳文を基にして作成される。

(24) 国内段階に移行した国際出願についての審査手続は、(3) に規定した期限の到来後、かつ、この期限前に作成された、出願人による明示の請求書に基づく場合に限り、開始される。

(25) 最初のクレーム及び補正後のクレームの両方が OSIM に提出された場合において、出願人による請求があったときは、最初のクレーム又は補正後のクレームの何れかを審査手続に付すことができ、出願人は国内段階において、本法及び本規則に定める期限内に明細書、クレーム及び図面を補正することができる。

(26) 国際出願は、次の場合においては、ルーマニアにおいて効力を有さないものとする。出願人が国際出願若しくはルーマニアの指定を取り下げる又は出願が特許協力条約第 12 条(3)、第 14 条(1)(b)、第 14 条(3)若しくは(4)にいう事情の 1 に該当している場合、国内段階が開始されていない場合、広域段階が欧州特許庁に対して開始されていない場合、広域段階が欧州特許庁に対して開始されているが、ルーマニアは指定国でない場合。

(27) 国内段階の開始から 4 月以内においては、出願人は、法定手数料の納付を条件として、国際段階の手續において表示した優先権に関する不備を訂正することができる。

(28) OSIM は、国際出願に関して優先権期限後の提出日を有する優先権の主張を承認するものとするが、ただし、出願人が国内段階の開始から 2 月以内に、法定手数料を納付して、本法第 20 条第 7 段落及び本規則第 10 条(18)の規定による優先権の回復を請求することを条件とする。

第 31 条 OSIM による国際出願の再検討

(1) 本条の規定は、ルーマニアが指定国である国際出願に適用する。

(2) 受理官庁が、国際出願に対して出願日を認定することを拒絶した場合、又は出願若しくはルーマニアの指定は取下とみなす旨の決定した場合において、出願人から請求があったときは、OSIM は国内経路による手續を遂行する目的で、決定が正当であるか否かを確認するために、その決定を分析し、また、適切なきは、再検討する。

(3) (2)の規定は、出願は取下とみなす旨を国際事務局から通告がされた後に適用することができる。

(4) 再検討請求は、国際出願に付属するすべての書類の写しが国際事務局から OSIM に送付されるようにするため、特許協力条約に基づく施行規則の規則 51.1 に定める期限の到来前に、出願人が国際事務局に提出しなければならない。OSIM は、出願人が出願の翻訳文を OSIM に提出し、審判請求手数料と同額の手数を納付した場合は、期限到来前に再検討請求を承諾する。

(5) OSIM が受理官庁又は国際事務局の決定は正当でないと宣言した場合は、その出願は、本法及び本規則に定める手續に付される。

(6) 国際出願日が受理官庁によって認定されていなかった場合は、その出願の出願日は、OSIM が出願日として認定されているべきであると考えの日とする。

(7) 国際出願が、様式及び内容に関して特許協力条約に定める要件を満たしている場合は、その出願は、出願日からルーマニアにおいて国内出願の効果の有するものとする。

第 6 節 ルーマニアを指定国とする欧州特許出願及びルーマニアにおいて有効な欧州特許

第 32 条 欧州特許出願及び欧州特許

欧州特許出願及びルーマニアにおいて効力を有する欧州特許は、OSIM が、現行の制定法に従って処理するものとする。

第 II 章 特許出願の審査

第 1 節 予備審査手続

第 33 条 正規の国内出願の審査

(1) OSIM は特許出願を受領した後に、出願日を認定するための条件の充足について点検し、また、同時に、次のような欠陥が確認された場合は、是正するための期限を付して、それについて通知する。

- (a) 第 14 条の規定による様式の不提出
- (b) 出願様式における、出願人又は職業代理人の署名の欠如
- (c) 第 6 条(5)の規定による、出願人又は職業代理人を特定する情報のローマ字による記載の欠如
- (d) 出願様式における、発明の名称の欠如
- (e) 特許出願に含まれている明細書、クレーム及び図面に関するルーマニア語翻訳文の欠如
- (f) 明細書、クレーム及び／又は、該当する場合は、図面について後でするルーマニア語への翻訳に関する法定手数料の納付証明書の欠如
- (g) 出願人が出願において委任に言及している場合においては、職業代理人の委任状の欠如
- (h) 出願人が特許の付与を受ける権原を有することの基礎とする法的規定についての表示の不履行。これには、その権利を証明する書類の欠如を含める。
- (i) クレーム及び／又は図面の欠如
- (j) 要約の欠如

(2) (1) (b) に定めた事情においては、特許出願様式の写しが、これに署名させるために、出願人又は、該当する場合は、職業代理人に、送付される。出願様式が出願人全員の署名を含んでいないときは、署名の一部不在は正当化されなければならない。正当化されない場合は、出願は拒絶される。

(3) 本法第 14 条第 1 段落又は本法第 16 条第 1 段落の規定が遵守されている場合は、OSIM は出願日を認定し、出願人に、出願日及び出願番号を通告し、特許出願についての予備審査手続を続けるものとし、その審査において次の事項を検討する。

- (a) 出願人が発明者でない場合は、発明特許を受けることについての出願人の権原
- (b) 職業代理人の、OSIM に対して出願人を代表する権利
- (c) 発明者についての申立がされているか否かということ
- (d) 優先権が正しく主張されており、また、OSIM に提出された優先権書類によって裏付けられているか否かということ
- (e) 手数料が、特許出願に関して要求される手続に応じた金額及び期限に従って納付されているか否かということ
- (f) 特許出願に関する、第 20 条に基づく主要条件の履行
- (g) 発明が本法第 8 条第 1 段落又は第 9 条(b) から (d) までの規定に該当しているか否かということ
- (h) 発明が本法第 9 条(a)の規定に該当しているか否かということ
- (i) 出願が先の出願の分割によって生じているか否かということ、ただし、その事実が出願において言及されている場合に限る。

(j) 明細書、クレーム及び図面の作成に関する条件が満たされ、外見上、発明が本法第 18 条の規定に従って特許出願の中に開示されているか否かということ

(k) 生物学的材料の国際寄託機関への寄託を証明する書類に関し、第 25 条に規定する条件が満たされているか否かということ

(1) 一群の発明を含む特許出願が、外見上、本法第 19 条第 1 段落の規定による発明の単一性の要件を満たしているか否かということ

(4) (3)の規定による審査の後、出願人には、検討結果が通告され、また、応答するための期間が与えられる。

(5) 出願人は(4)の規定に従って送付された通告の結果として、又は出願人自身の発意により、適切な場合は、本法第 27 条第 5 段落及び(本規則)第 37 条の規定に従い、補正した明細書、クレーム及び図面を送付することができる。

(6) 予備審査委員会は予備審査手続において、本法第 28 条第 2 段落(a), (c), (d), (f), (g) 及び(h)の規定によって決定をする。

第 34 条 特許出願の分類

(1) OSIM は、ストラスブール協定によって設定された国際分類の現行規定に従って特許出願を分類し、クレームされた発明及び特許出願に含まれている追加情報の確認を可能にする分類索引を付す。

(2) 本法第 14 条第 1 段落又は、該当する場合は、第 16 条第 1 段落の規定についての充足を点検した後、提出された特許出願は最初に予備審査手続において、クレームを基礎として分類されるものとする。

(3) 公開されるべき特許出願であって、開示の十分な明瞭性及び完全性に関する本法第 18 条の規定を遵守していないものの分類は、発明が、理解可能な限りで、如何なるものと思われるかということを基礎とする。

(4) 特許出願が本法第 19 条第 1 段落に定める条件を明らかに満たしていないと認定される場合は、クレームされているすべての発明が公開のために分類される。

(5) (2)による最初の分類は、特許出願の調査及び本法第 26 条の規定による審査手続の間に確認、完成又は変更されるものとする。

(6) 分類は、本法第 51 条第 2 段落による、付与された特許の減縮の結果としても変更されることがある。

第 2 節 特許出願の公開

第 35 条 公開の条件

(1) 特許出願であって、本法第 43 条第 1 段落の規定に従って、出願又は国内段階開始及び公開のための手数料が納付されているものが、本法第 14 条第 1 段落又は第 16 条第 1 段落の規定を満たしており、かつ、公開日の 1 月前に、その出願を拒絶する旨の決定がされていない、又は OSIM がその特許出願の取下を認知していない、又はその出願は本法第 28 条に基づいて取下とみなす旨の宣言がされていない場合は、その特許出願は、本法第 23 条第 1 段落から第 5 段落までに定める期限が遵守されるという条件の下で、公開される。

(2) 本法第 23 条第 1 段落、第 2 段落、第 4 段落及び第 5 段落に規定する事件に関しては、特

許出願の公開が書面をもって明示して要求されているか否かに拘らず、法定金額により及び法定期限内に公開手数料の納付についての証明がされた場合は、出願人は公開に同意したと判断される。

(3) 出願公開は、出願人又は職業代理人のみが請求することができ、当該請求人はまた、公開手数料を納付する義務を負う。

(4) 出願人又は職業代理人でない者が公開を請求し、及び／又は公開手数料を納付した場合は、OSIM は公開手続をとらないものとするが、ただし、出願人又は、該当する場合は、職業代理人が他人による公開手数料の納付に同意するときは、同人はその同意を OSIM に連絡し、OSIM は出願公開の手続をとるものとする。

(5) (4)に規定した同意がない場合は、納付された金額は納付義務のないものとみなされ、第 4 条(8)に定める条件に基づいて返還される。

(6) 特許出願を公開するための法定条件が満たされている場合は、出願人に対し、出願の公開日及び、公開後のその出願についての成り行きに拘らず、公開手数料は返還されない旨の事実が通告される。

(7) 公開手数料に関する納付期限及び金額が遵守されなかったときは、OSIM は本法第 28 条第 4 段落(f)の規定により、その出願は取下とみなす旨の宣言をする。

(8) 本法第 23 条第 4 段落に定めた事情にある特許出願に関しては、出願公開手数料は、審査手数料金額の中に含まれているものとみなす。

(9) 出願人又は、該当する場合は、職業代理人が出願日の後に特許出願の審査を請求し、公開手数料を納付することなく出願審査手数料を納付した場合は、OSIM は実体審査手続を行わず、出願人に新たに 2 月の期限を許可することを通告するものとし、出願人はその期間内に次の代替的方法の 1 を選択することに関する同人の決定を OSIM に連絡しなければならない。

(a) 公開手数料の納付

(b) OSIM が、納付済の審査手数料から公開手数料金額を留保することについての出願人の同意を連絡し、また、許可された期限内に、審査手数料金額を追完するための差額の納付を証明すること

(10) (9)に従って OSIM によって許可された期限内に、出願人又は、該当する場合は、職業代理人が、(a)又は(b)にいう代替的方法の 1 を履行しなかったときは、OSIM は、本法第 28 条第 4 段落(f)の規定により、その出願は取下とみなす旨の宣言をするものとし、審査手数料は、第 4 条(8)に定める条件に基づいて返還される。

(11) 本法第 23 条第 3 段落による特許出願公開は、出願日若しくは国内段階開始日から 4 月が経過するまでは、又は、条約優先権が承認されている場合は、出願日から 4 月若しくは主張されている優先日から 16 月が経過するまでは行われぬ。

(12) 本法第 23 条第 7 段落による特許出願公開は、特許出願の出願時の明細書、クレーム及び、該当するものがあるときは、図面を、OSIM 本庁において公衆の利用に供することによって行われ、公開日は出願公開の言及を掲載する BOPI の発行日とする。

(13) 特許出願公開を通じて、次の情報を公衆の利用に供する。

(a) 出願日及び出願番号

(b) 第 34 条による国際分類指標

(c) 種々の種類の特許書類を特定する標準記号

(d) 発明の名称

- (e) 発明者を特定する情報
 - (f) 出願人が指名した職業代理人を特定する情報
 - (g) 発明者を特定する情報
 - (h) その優先権を主張する先の出願の出願日、出願番号及び出願国
 - (i) 国際出願の出願番号及び出願日
 - (j) 国際出願の国際公開番号及び日付
 - (k) 出願公開日
 - (l) 出願人により署名の下に合意された出願の要約
 - (m) 特許出願に係るクレーム及び図の数
 - (n) 公開用として出願人によって指示された 1 又は 2 以上の図
- (14) 本法第 23 条第 7 段落による、BOPI における特許出願公開の言及は、少なくとも (13) (a) から (k) までの表示を含むものとする。
- (15) 第 33 条(3) (1) による、出願の予備審査の後で、特許出願が明らかに単一性の要件を欠いていると OSIM が認定した場合は、OSIM はその旨を出願人に通告し、出願人は公開日の遅くとも 2 月前までにその出願を分割することができる旨の事実を出願人に通知する。
- (16) 出願人が、通告を受けた後又は自己の発意により、(15) に規定した期限内に特許出願を分割した場合は、OSIM は、明細書、クレーム及び、適切な場合は、原図面、並びにこの出願の分割によって残存する発明又は一群の発明に係るクレームを公開する。
- (17) 出願人が(15)において規定した期限内に出願を分割しなかった場合は、OSIM はその出願を統一性の要件を欠いている形態で公開する。
- (18) 最初の出願を分割することから生じた出願は、出願日から 3 月以内、ただし、基礎出願の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から 18 月の経過時より早くない時期に公開する。
- (19) OSIM によって編集された部分についての、(18) に規定した事情に関しては、分割による新たな出願を生じさせた基礎出願の出願日及び出願番号が公表されるものとする。
- (20) OSIM は、特許出願を公開するときに、特許出願に対して生じた最終の変更も、それが次の状況において行われているときは、公開する。
- (a) その変更が、第 33 条(4)による OSIM の通告に続いて、又は本法第 24 条による調査報告に続いて、又は第 43 条(2)に基づく通告の後に行われ、かつ、本法第 27 条第 5 段落及び(本規則)第 37 条の規定を遵守していること
 - (b) (3) 又は(4)の規定が満たされていること
 - (c) (a) の規定に基づく書類が、公開日より少なくとも 2 月前に提出されたこと、及び
 - (d) 変更に関する公開手数料が納付されていること
- (21) 本法第 23 条第 4 段落による特許出願公開を行う場合は、OSIM は、正規の国内出願を構成する明細書、クレーム及び、該当するときは、図面、並びに、該当するときは、実体審査に付された補正後のクレームを公開する。
- (22) クレームが、特許出願の提出日の後に提出されている場合は、公開の時にこれについての言及も行うものとする。クレームが、出願公開の技術的準備が完了する前に変更された場合は、本法第 27 条第 5 段落の規定が満たされることを条件として、原クレームと共に補正後の新たなクレームを公開される出願に含めるものとする。
- (23) 特許出願の公開後、OSIM は法的規定に従って、出願日後に特許出願の法的地位に関し

て生じたすべての変更を公告するものとし、それには次のようなものが含まれる。本法第 66 条第 2 段落(a)の規定による、特許の付与を受ける権原を有する者又は発明者の変更、本法第 28 条第 1 段落又は第 2 段落、及び本法第 66 条第 2 段落(c)による、出願を承認する又は拒絶する旨の決定についての言及、又は本法第 28 条第 3 段落又は第 4 段落による、出願は取り下げられた又は取下とみなす旨の言及。

(24) 出願を拒絶する旨の決定が最終かつ取消不能のままであるか、又は特許出願が取り下げられた場合、若しくは取り下げられたものとして宣言されている場合は、出願人は本法第 33 条の規定による利益を享受しない。

第 36 条 公開することができない要素

(1) 公衆の利用に供される特許出願は、次の事項を含んでいてはならない。

- (a) 公の秩序又は善良の風俗に反する文言及び／又は図面
- (b) 第三者の特許出願又は特許に係る物、方法又は価値評価を誹謗する主張
- (c) 発明の開示にとって明らかに無関係又は無用である要素

(2) 出願人によって行われる、クレームされている発明と技術水準との単なる比較は、それ自体では誹謗するものとはみなさない。

(3) 特許出願が(1)に規定したものをその要素として含んでいる場合は、OSIM はそれを公開から除外するものとし、その場合は、提出された書類の中でのその所在場所、及び公開されなかった語及び／又は図面の数を表示する。

(4) OSIM は、出願人又は、該当する場合は、職業代理人に、公開から削除した要素について通告し、また、公衆の利用に供される、出願の写しを同人に送付するものとする。

(5) 出願人の発意により、又は OSIM の通告の結果として、特許出願にもたらされた変更であって、本法第 27 条第 5 段落の規定を遵守していないものは、公衆の利用に供されないものとする。

(6) 特許出願に付随する書類であって、出願の公開日以後において公衆の利用に供することができないものは次の通りである。

- (a) OSIM の内部書類
- (b) 発明者に関する書類であって、発明者がその身元を公衆に明かさないように要求した場合のもの
- (c) 特許出願又は特許に関し、公衆への情報提供の目的にそぐわない前記以外の書類

第 37 条 発明の開示

(1) 特許出願が、当該技術の熟練者がクレームされている発明を、発明的進歩を伴わずに実行することができるように十分な技術情報を含んでおり、かつ、その情報が、クレームされている発明が技術水準に対してする貢献を第三者が理解することを可能にする場合は、その発明は、本法第 18 条第 1 段落の規定を満たしているものとみなす。

(2) 本法第 18 条第 1 段落による、発明についての明瞭かつ完全な開示は、明細書、クレーム及び、該当する場合は、図面を含め、特許出願全体として考える。

(3) 本法第 18 条第 1 段落の意味における発明の開示は、出願人が出願日に行うものとする。

(4) OSIM が(1)から(3)までの規定が満たされていないと考えたときは、出願人にその旨が通告される。

- (5) (4)に従って送付された通告の結果として、出願人又は、該当する場合は、職業代理人は、本法第 27 条第 5 段落の規定を遵守し、特許出願を修正することができる。
- (6) 予備審査又は実体審査の手中に出願人又は、該当する場合は、職業代理人が行う変更は、それが次の条件の何れかを満たしている場合は、OSIM によって受理される。
- (a) 正規の国内出願の明細書及び図面の中に存在している特徴に関するものであり、かつ、それに関する指定及び説明を含んでいること
- (b) クレームの内容に関するものであるが、正規の国内出願の明細書及び図面の中に存在している特徴を基礎としていること
- (c) 図面に関するものであるが、明細書の中に存在している特徴を基礎としていること、又は、該当する場合は、明細書に関するものであるが、図面の中に存在している特徴を基礎としていること
- (d) 変更事項は特許出願の正規の国内出願に含まれておらず、かつ、新たなクレームの主題事項ではない、又は原クレームに新たな特徴を導入するものではないが、発明についての一層良好な理解を目的としていること
- (7) (6)に従って行われる補正は、原明細書に見えるように表示するか、又は明細書に含め、その中で、補正については印を付さなければならない。補正を記入する用紙は A4 の形式によるものとし、その文言はコンピュータ又はタイプライターで作成されるものとする。それ以外の場合は、その通信は特許出願ファイルに添付されるが、出願審査においては考慮されない。
- (8) 明細書、クレーム及び補正された図面の内の該当するものは、タイプし直した用紙、書き直した図として、又は完全に変更した様式の何れかによって OSIM に提出しなければならない。図を記載している頁を含むすべての頁は、出願人による署名がされていなければならない、また、本法第 27 条第 5 段落の規定が満たされていることを条件として、特許出願に対して行われる手続に付されるものとする。
- (9) 提示されている修正が、本法第 27 条第 5 段落の規定を遵守していないために受理することができない場合は、OSIM はそれについて出願人に通告するものとし、その修正が、出願に対して行われる手続に付すことができない旨を示し、同人に応答のための期限を与えるものとする。
- (10) 提示された修正についての審査後に、それが本法第 27 条第 5 段落の規定を満たしていることが確認された場合は、審査手続は続行され、それによって特許要件の具備が検討され、受理された修正も検討される。
- (11) 出願人又は、該当する場合は、職業代理人が(4)若しくは(8)にいう通告に応答しないか、又は修正の受理を主張するための論議を提起した場合は、本法第 18 条第 1 段落の規定は満たされていないものとみなし、特許出願は拒絶されるか又は、該当する場合は、一部が受理される。

第 38 条 技術水準

- (1) 本法第 10 条第 2 段落及び第 3 段落の適用上、特許出願の出願日は、該当する場合は、その出願の優先日であるものと解釈する。
- (2) 本法第 10 条第 2 段落の適用上、公衆の利用に供される知識とは、次の方法によって、世界中の何れかにおいて公衆の利用に供される情報を意味する。

- (a) 特許書類又はそれ以外の情報の各種の媒体による又は種々の情報経路を通じての提示
- (b) 口頭の情報説明であって、その情報の使用及び頒布に関し制限又は守秘義務が課せられていなかったもの
- (3) (2)による知識が公衆の利用に供された日は、特定可能なものでなければならない。
- (4) (2)による、利用に供される情報がある年の中の月又はその年のみの表示を含んでいる場合は、その情報は、各々その月又はその年の最終日に公衆の利用に供されたものとみなす。
- (5) (2)の意味において、公衆の利用に供されるということは、前記の情報又はその情報の口頭による公開説明によって構成されている文献が閲覧制限なく、公共の図書館において発見することができることをも意味する。
- (6) 本法第 10 条第 2 段落の意味における公衆とは、守秘義務に拘束されていなかった 1 又は 2 以上の人であって、情報を頒布することができた者を意味する。公衆には何人をも含めることができ、必ずしも、当該技術の熟練者であることを要さない。
- (7) 本法第 10 条第 2 段落の意味における口頭開示には、会議、放送番組及びテープ、ディスクその他の音響再生媒体上の録音を含めることができる。
- (8) 情報は、本法第 10 条第 2 段落の意味において、使用によって公衆の利用に供されたものとみなすが、そのためには、それが行われた日に、何人もその展示又は使用によって当該情報を保有することができたことを条件とする。人が、制限、限定又は守秘義務を課すことなく第三者に物品を販売したときは、その物品は公衆の利用に供されたものとみなす。
- (9) 口頭説明、使用その他の手段によって公衆の利用に供された知識は技術水準に属するものとみなすが、ただし、それが、文献であって、その知識を記載しており、その知識が公衆の利用に供された日を明示しており、かつ、その関連文献の日付を示しているものによって確認されることを条件とする。
- (10) 本法第 10 条第 3 段落の意味における特許出願の内容は、明細書、クレーム及び図面の中にある発明の開示を意味し、明示して説明されている技術水準を含める。
- (11) 第 31 条 (6) 及び (7) に規定する出願は、それが本法第 23 条に従って公衆の利用に供されている場合は、技術水準に属する。
- (12) 特許出願が公開前に拒絶されたか又は取り下げられた場合、それが優先権主張の基礎とはならなかった場合、及びそれに係る諸権利の存在を許容しなかった場合は、それは技術水準に属しているものとはみなさない。

第 39 条 発明の単一性

- (1) 本法第 19 条第 1 段落の適用上、特許出願は単一の発明のみに関するものでなければならないとする条件は、発明が解決しようとする技術的課題が単一であり、かつ、その主要な技術的特徴のすべてがその課題を解決するために必要であるか、又は少なくとも十分である場合は、満たされる。
- (2) 特許出願において一群の発明がクレームされている場合は、発明の単一性に関して本法第 19 条第 1 段落に規定する条件は、それらの発明の間に 1 又は 2 以上の同一又は対応する特別な技術的特徴が含まれている場合に限り、満たされるものとする。「特別な技術的特徴」という表現は、クレームされている発明の各々が、全体として考えるとき、技術水準に対して行う貢献を明示する技術的特徴を意味するものとする。
- (3) 一群の発明の場合は、単一の包括的発明概念が存在するか否かの決定は、個々の発明が

別個のクレームとして、又は単一のクレームの中における択一的なものとしてクレームされているか否かを考慮することなく行うものとする。

(4) (3)の意味における包括的発明概念は、次の事項によって構成することができる。

(a) 複数の技術的課題の解決。ただし、それらが、技術的相互依存性に基づき、1の一般的な単一課題に包括されることを条件とする。

(b) 複数の独立した技術的解決。ただし、解決される技術的課題が新規のものであるか、又は、その課題は新規なものではないが、それが初めて解決されることを条件とする。

(c) 単一の技術的課題に対する、関連する複数の科学技術的解決

(d) 2以上の発明によって取得される単一の効果、又は

(e) 異なる種類のクレーム。ただし、それらが技術的相互依存関係を示していることを条件とする。

(5) (4)の意味においては、同一特許出願において、次の、異なる種類に属する独立クレームの組合せが許容される。

(a) 所与の物についての独立クレームに対する追加として、その物を製造するために特別に作成された方法についての独立クレーム及び当該物の使用についての独立クレーム

(b) 所与の方法についての独立クレームに対する追加として、当該方法を適用するために特別に考案された装置又は手段についての独立クレーム、又は

(c) 所与の物についての独立クレームに対する追加として、その物を製造するために特別に作成された方法についての独立クレーム及びその方法を適用するために特別に考案された装置又は手段についての独立クレーム

(6) (5)に記載した独立クレームの組合せ一覧は、網羅的なものではなく、第39条(2)の規定を遵守するは、他の組合せも可能である。

(7) (5)の意味においては、ある方法によって、クレームされた製品が直接に取得される場合は、その方法はその物を製造するために特別に改作されているとみなされる。また、装置又は手段がその方法を実行するのに適しており、装置又は手段とクレームされている方法の間に(2)に定義されている技術的關係がある場合は、その装置又は手段はその方法を実行するために特別に考案されているとみなされる。

(8) 特許出願が本法第19条第1段落の規定を満たしていない場合は、その特許出願は単一的でないといみなされ、その出願は、クレームされている発明のすべてについての保護を求めるためには、分割されなければならない。

(9) 本法第19条第2段落の適用上、発明が単一的でないとい認定された場合は、OSIMは出願人又は、該当するときは、その職業代理人に対し、それについて通告し、同人に出願の分割に関する書面による選択を提出することを求める。

(10) 出願人又は、該当する場合は、その職業代理人は、発明の単一性の要件を満たす、個々の発明又は発明群に関する分割出願を提出することによって、その出願を分割する機会を有する。

(11) 本法第19条第3段落の適用上、原出願について複数の優先権が主張されている場合は、出願人は個々の分割出願に関する、それに対応する優先権を指示しなければならない。

(12) (9)に基づく通告の後、出願人又は、該当する場合は、職業代理人が出願分割に関する選択を表明しないときは、OSIMは特許出願を、その主題が単一性の要件を満たしている、クレームされている最初の発明又は最初の発明群であると判断して、審査する。

(13) 原出願についての決定が行われるときまでに、出願人が、発明に関する単一性の条件を遵守していない発明についての特許出願を提出しない場合は、これらの発明は明細書には残るが、クレームの主題とはならない。

(14) 出願人又は、該当する場合は、その職業代理人が分割特許出願を提出せず、かつ、OSIM が特許出願を、発明の単一性の要件を満たしている最初の発明又は最初の発明群について審査した場合は、基礎出願である原出願に含まれている、クレームされている他の発明については、特許による保護が主張されなかったものとみなす。

(15) 本法第 52 条及び第 54 条の規定による取消又は無効の訴えにおいては、特許出願の単一性の欠如は援用することができない。

第 40 条 調査報告書の作成及び公開

(1) 本法第 24 条の規定による調査報告書は、その公開後に、特許出願クレームに含まれている発明に関する技術水準についての情報を出願人及び第三者に提供する。

(2) OSIM は、出願人が請求書及び法定手数料の納付証明書を提出した場合は、本法第 24 条第 1 段落の規定による調査報告書を作成し、公開する手続を進める。

(3) 国内出願について、出願日から 10 月の満了時まで OSIM に調査報告書を作成させるためには、出願人は出願日から遅くとも 3 月以内に、(2) の規定による申請書を提出しなければならない。

(4) 調査報告書の作成及び公開の手数料が審査手数料に含まれており、法定期間内に納付された場合は、(2) の要件は満たされているものとみなす。

(5) 前記請求書の日付が出願日から又は国内段階開始から第 20 番目の月前である場合は、特許出願は、調査報告書(意見書が付される場合又は付されない場合がある)の作成及び公開の手続に付すことができる。

(6) 本法第 24 条第 1 段落の規定による調査報告書の公開は、出願を公開するときに、出願日から 18 月の期間が満了した直後に、又は出願公開の後に行われるものとする。

(7) OSIM は調査報告書を、本法第 16 条第 4 段落に従って構成される正規の国内出願を基にして作成する。

(8) 出願人は調査報告書が、同人の発意により又は OSIM による通告の結果として修正された明細書、クレーム及び、該当するときは、図面を基にして作成されるよう請求することができるが、ただし、それらが本法第 27 条第 5 段落の規定に適合していることを条件とする。

(9) (8) に定めた事情において、調査報告書作成の請求が出願公開の準備が完了する前に行われる場合は、出願人は特許出願にもたらされた修正についての公開手数料も納付しなければならない。

(10) 次の事情においては、OSIM は、調査報告書を作成することができない旨を出願人に通告しなければならない。

(a) 調査報告書の作成請求が、(5) に定めた期限後に提出されている場合

(b) 法定手数料が、法定の金額及び期限に従って納付されていない場合

(c) 特許出願の主題である発明が本法第 9 条若しくは第 8 条第 1 段落の規定に該当しているか、又は本法第 18 条若しくは第 7 条第 2 段落の規定を満たしていない場合

(d) 調査報告書の請求日前に、OSIM がその特許出願を拒絶する旨の決定をした場合、その出願の取下を認知した場合、又はその出願は取下とみなす旨の宣言をした場合

- (e) その特許出願が本法第 40 条第 2 段落の規定に該当している場合
 - (f) 本法第 23 条第 4 段落による、出願公告に関する法定条件が満たされている場合
 - (g) その特許出願が正規の国内出願の効力を有さない場合
- (11) (10) (a), (d), (e), (f) 及び (g) に基づく事情においては、調査報告書作成のための手数料は返還される。
- (12) (10) (c) に基づく事情においては、OSIM は、調査報告書を作成することができない旨の事実に関する言及を公告する。
- (13) 調査報告書作成の過程で、特許出願が本法第 19 条第 1 段落の規定による発明の単一性の条件を遵守していない 2 以上の発明を含んでいることが確認された場合は、出願人は、発明の単一性の欠如について通告され、また、次のことを求められる。
- (a) 出願に含まれている発明又は発明群であって、納付済の手数料を基にして調査報告書を作成することができるものを指示すること、又は
 - (b) 前記以外の発明についても調査報告書を作成するための手数料を納付すること
- (14) 出願人が OSIM によって許可された期間内に (13) (a) に基づく指示を送付しないか、又は (13) (b) に規定する手数料を納付しない場合は、調査報告書は、最初にクレームされている発明又は単一性を有する発明群について作成されるものとする。
- (15) 本法第 24 条の規定による調査報告書は、引用した文献の関連部分の写しを添えて、紙面、磁気媒体又は電子的形態により、出願人に送付される。紙面による写しの場合は、写しと同等の金額が納付されなければならない。
- (16) 調査報告書に第 41 条 (8) による意見書が添付される場合は、出願人に通告がされ、また、OSIM はその意見書を公衆の利用に供さないものとする。
- (17) 調査報告書は、(13) にいう通告において許可された応答期限が到来した後で公開されるものとする。
- (18) 本法第 24 条による調査報告書の公開は、調査報告書作成に関する言及の BOPI における公告の日に OSIM 本庁において公衆の利用に供することによって行う。
- (19) 調査報告書の日付の後、出願人が実体審査手続中に、本法第 27 条第 5 段落の規定を遵守した補正後のクレームを OSIM に提出した場合は、そのクレームに導入された新たな要素について調査報告書の追補が作成される。

第 41 条 調査報告書の内容

- (1) 特許出願に関連する技術水準を決定するために、OSIM はクレーム、明細書及び図面を基にして、調査報告書において引用する関連文献を確認するものとする。
- (2) 調査報告書には、それを作成する日に入手可能な、第 38 条に従って定義される技術水準に含まれる文献であって、新規性及び進歩性を評価するために考慮することができるものが引用されるものとし、その際、個々の引用に対し、言及される特許出願の中のクレームが指示されるものとする。調査報告書においては、国際的に指定されている記号を使用した、関連性の程度並びに、適切な場合は、引用文献中の関連部分が示されるものとする。
- (3) 調査報告書は、(2) によるもの以外には、特許性要件の充足又は不充足に関する評価は含めないものとする。
- (4) 特許出願の主題に関して付されている国際分類指標は、調査報告書に記載されるものとする。

- (5) 調査報告書は、引用文献をその発行が主張されている優先日の前であるか、優先日と出願日の間であるか、及び出願日以後であるかによって区別しなければならない。
- (6) OSIM が、特許出願を分析した後に、出願はそのクレームの全部又は 1 部のみを基礎として技術水準に関する有意義な調査を行うための規定を満たしていないと判断した場合は、OSIM は、調査は不可能であると宣言するか(この場合は、手数料は返還しない)、又は、適用可能な範囲において、部分的調査報告書を作成するものとする。その宣言及び部分的報告書は、その特許出願について行われるその後の手続の目的で考慮される。
- (7) 本法第 24 条第 1 段落による調査報告書は、出願人に一定の期限内に伝えられ、同人に、公開準備が終了するときまでに応答する許可を与えるものとする。
- (8) 意見書は、本法第 18 条の規定の充足に関する所見を含む。
- (9) 本法第 24 条第 1 段落による調査報告書に添付される意見書は、出願に含まれている個々のクレームに係る新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する簡単な評価、並びに対応するクレームに関して報告書に引用されている文献に関する説明を含むものとする。
- (10) 出願人は、公開準備が完了するときまでは、該当する場合は、本法第 27 条第 5 段落の規定を満たしている、出願の修正を添付して、意見書に対する同人の見解を送付することができる。

第 42 条 実体審査を開始するための条件

- (1) 特許出願実体審査は、本法に定める金額による及び期限内での適切な手数料の納付があった場合に限り、開始するものとする。
- (2) 特許出願審査手数料は、審査請求から 3 月の期限内に法定金額によって納付することができ、その請求は、出願日から 30 月以内に行うことができる。
- (3) (2)にいう手数料が納付されている場合は、特許出願の実体審査は公開手数料が納付されることを条件として開始される。それが納付されない場合は、第 35 条(9)が適用される。
- (4) 特許出願が公開されている場合は、何人も実体審査を請求し、その手数料を納付することができるが、その際には、特許出願の番号及び日付、並びに出願人の名称を OSIM に通知しなければならない。また、OSIM は、審査手数料が納付されたことを出願人に通告し、出願についての実体審査を開始する。
- (5) 国内特許出願に関する審査手数料が出願日から 3 月以内に本法に定める金額によって納付されている場合は、調査報告書を作成し、公開するための手数料はその金額に含まれているものとみなし、調査報告書の公開は、特許出願の公開時に行われる。
- (6) (5)に定めた事情において、出願人が調査報告書の作成及び公開を請求し、法定手数料を納付する場合は、その手数料は出願人に返還される。
- (7) 特許性に関する意見を添えた調査報告書が請求され、それに関する法定手数料が納付される場合は、特許出願審査手数料は出願日から 18 月以内に、意見書を添えた報告書を作成するための手数料と同額を控除した金額で納付されるものとする。
- (8) 特許出願の実体審査は、次のことが生じた後に開始する。
- (a) 出願人の応答の受領、又は
- (b) 送付された意見書に対する応答期限の到来
- また、その審査は調査報告書に含まれている評価を考慮するものとする。

第 43 条 実体審査手続

(1) OSIM は特許出願の実体審査を、個々の専門分野に関して、出願日順に、及び審査手数料の納付を条件として行う。

(2) OSIM が本法第 26 条 B. (a), (b), (c) の規定による少なくとも 1 の通告を出願人に送付したときは、実体審査手続は開始されているとみなされる。

(3) (2) の規定による通告は、特許に関する減縮又は拒絶の理由及びその法的根拠を含んでいなければならない。

(4) 本法第 26 条 B. (c) の意味での特許性要件の充足に関する通告をする場合は、OSIM は、出願人又は、該当する場合は、その代理人に対し、その通告と共に、関連文献の中の、その通告が具体的に言及している部分の写しを送付しなければならない。

(5) 請求及びそれに係る手数料の納付があったときは、OSIM は、出願人又は、該当する場合は、職業代理人に対し、(4) の規定による文献資料の詳細な写し又は通告に記載されている書誌学的参考資料の写しを送付しなければならない。

(6) 実体審査は、(2) に基づく通告の結果として送付され、本法第 27 条第 5 段落の規定を満たしている修正を考慮する。

(7) 本法第 26 条第 1 段落 (b) の規定の適用上、特許出願の実体審査は、本法第 7 条第 1 段落に定める条件の充足に関し、順次に次の通りに行うものとする。

(a) 何れかの技術分野に属する発明の存在

(b) 発明が産業上の利用可能性を有しているか否かということ

(c) 発明が新規性を有しているか否かということ

(d) 発明が進歩性を有しているか否かということ

(8) (7) の適用上、発明は、技術的性格を有していなければならない、また、本法第 18 条第 1 段落又は第 2 段落の規定による、当該技術の熟練者にとって実行可能なものでなければならない。

(9) (8) による、発明の技術的性格は、その発明が次の条件に該当しているという事実によって与えることができる。

(a) 第 16 条 (1) (b) の規定による技術分野に関連していること

(b) 第 16 条 (1) (d) の規定による技術的課題に関連していること

(c) 主要な技術的特徴であって、保護を求める主題をクレームにおいて定義しているものの少なくとも 1 を提示していること

(10) 特許出願の主題は、それ自体について考慮したときに、それが本法第 8 条第 1 段落の意味において、特許性から排除されておらず、かつ、特許クレームの形式又は種類の如何に拘らず、(9) による技術的性格を提示している場合は、(7) (a) の規定による条件を満たしている。

第 44 条 特許性に関する例外及び除外

(1) 本法第 8 条第 2 段落の規定の適用上、特許出願においてクレームされている主題又は活動は、それらが第 43 条 (8) による技術的性格を有している場合は、特許を受けることができる。

(2) 本法第 8 条第 1 段落の適用上、

(a) 自然界に自由に存在している物質若しくは対象の発見自体、又は既知の材料の新たな特徴についての単なる発見は、特許を受けることができない。

(b) 科学理論それ自体、並びに従来から経験的に行われている実践を説明するか、裏付けをする理論は特許を受けることができない。

(c) 数学の方法は、本法第8条第1段落(c)による、知的活動実施方法の特殊例とみなされる。

(3) 本法第8条第1段落(b)の意味における審美的創作物は、定義により、技術的特徴を示さない物を示す。審美的効果自体は、物としても、方法としても、特許を受けることができない。

(4) しかしながら、審美的効果を獲得するための技術的手段、物又は方法は、特許を受けることができる。

(5) 本法第8条第1段落(c)の規定の適用上、建設設計図、衣類を作るための型、人間及び動物の訓練方法、楽譜、速記法、会計及び財務の制度又は事務管理、広告の方法、ゲームをするための種々の規則又は単なる薬量法及びそれらに類似するものは、特許を受けることができない。

(6) 本法第8条第1段落(d)の規定の適用上、その内容のみによって特徴付けられる情報それ自体の提示は特許を受けることができないが、ただし、情報媒体又は情報を伝達する方法は特許を受けることができる。

(7) 本法第8条第1段落(c)の規定の適用上、コンピュータ・プログラム自体は本法第7条第1段落の規定の意味内での発明とはみなされないものとする。

(8) しかしながら、発明であって、その実施においてコンピュータ、コンピュータ・ネットワーク又はプログラム可能な装置の使用を含んでおり、一見して、そこに、クレームされている発明の1又は2以上の特徴が1又は2以上のコンピュータ・プログラムという手段によって全体的又は部分的に実施されているものは、特許を受けることができる。

(9) 発明の主題であるコンピュータ・プログラムがコンピュータ上で作動するか、又はコンピュータにロードされ、そのプログラムが、そのプログラムと、そのプログラムが実行されるコンピュータの間の単なる物理的相互作用以上のその後の技術的效果を決定するか、又は決定する能力を有する場合は、その発明は特許を受けることができる。

(10) コンピュータ・プログラムの分野における発明は、科学技術分野に属するとみなされるものとし、本法第7条及び(本規則)第47条(11)から(13)までに定める特許性要件を遵守しなければならない。

(11) (10)の規定によるコンピュータ・プログラムの分野における発明は、その主題として物又は方法とすることができる。

(12) (11)の意味において、物は、プログラムされたコンピュータ、プログラムされたコンピュータその他の装置のネットワークの形をとることができる。また、方法は、1又は2以上のコンピュータ・プログラムを実行する、そのようなコンピュータ、コンピュータその他のネットワークという手段によって達成することができる。

(13) (7)から(12)までの意味において、物は、コンピュータ・プログラムの形式をとることができる。

(14) 本法第9条第2段落の意味において、次の事項を主題とする発明は特許を受けることができる。

(a) 本法第9条第1段落(d)に定める方法の何れかにおいて使用される物、特に物質又は組成物

(b) 本法第9条第1段落(d)に定める方法において使用される手術用、治療用又は診断用の器

具又は装置

(c) 本法第9条第1段落(d)に定める方法であって、生存していない人又は動物の体に対して行われるもの

(15) 本法第9条第1段落(a)の規定の適用上、バイオテクノロジーに関しては、第71条及び第72条における特許性からの除外が考慮されるものとする。

第45条 発明の新規性

(1) 本法第10条による新規性は、クレームの内容に依拠し、クレームされている発明を定義する上で必要な基本的特徴及び第38条に定義されている技術水準を基にして、確認されるものとする。

(2) (1)の規定の適用上、発明の新規性を確認するときは、その発明によって解決される技術的課題は考慮に入れないものとする。

(3) (1)の規定の適用上、発明の新規性を確認するときに、原則として、技術水準を示す単一の書類、すなわち、クレームされている発明に最も近いと考えられる書類のみを検討するものとする。この目的では、技術水準に属する個別の2の要素の組合せ、又は同一書類内において記述されている2の個別の説明からの2の個別の要素の組合せは、この組合せが明示して提案されているときを除き、許容されないものとする。

(4) しかしながら、(3)による書類、すなわち主要書類が、主要書類の発行日に公衆の利用に供する書類に明示して言及している場合は、後者は主要書類に組み込まれているものとみなす。

(5) 単一性の要件を満たしている出願の場合は、(3)及び(4)の規定は、本法第19条第1段落に定める一群の発明の各々に対して適用されるものとする。

(6) 新規性を評価する場合は、先行する書類は、その書類が関連している日付次第で考慮に入れるものとし、当該日付は、先に出版された書類の場合は、その発行日、又は、本法第10条第3段落の規定による書類の場合は、出願日又は、該当する場合は、優先日とすることができる。

(7) 技術水準の中に存在する書類であって、その内容が、請求されている保護の主題を部分的又は全面的に包含しているものは、関連書類とみなされるものとし、かつ、第50条にいう審査報告書において検討されるものとする。

(8) 新規性の審査は、クレームの中にある特徴を、比較のために審査報告書において選択され、引用されている(3)による書類の中にある特徴と比較することによって行われるものとする。

(9) クレームされている発明は、その主要な特徴の少なくとも1が、(8)によって選択された書類の中の技術的解決と異なっているときは、新規性の要件を満たしているものとみなす。

(10) クレームされている発明を明確にするすべての特徴は、使用されている一般的用語で暗示されているものでない限り、(9)の規定による主要な技術的特徴とみなされる。

(11) クレームされている発明は、それが次の事項に言及するものである場合は、新規性を有する。

(a) 特定の事例。なお、技術水準に属する書類は、その特定の事例を含む一般的開示を意図していること、又は

(b) 技術水準に属する書類において開示されている分野の中から選択された下位分野。ただ

し、その下位分野が狭いこと、及びそれが既知の価値に近接していないこと、並びに異なる技術的効果を有することを条件とすること、又は

(c) 既知の大きい分類の中から選択された1の要素又は限定された数の要素

(12) 包括的クレームによる発明は、技術水準に属する書類が特定の見本を含んでおり、前記のクレームが、その特定の見本も含んでいる一般的開示に関連しているときは、新規性を有さない。

(13) 新規性を審査するときは、クレームされている発明の特徴の技術的等価物は考慮に入れないものとする。

第46条 発明の不利にならない開示

(1) 本法第11条第1段落(a)の規定の適用上、次の第三者に対する発明の開示は、本法第11条第1段落(a)に規定する者に対する明白な濫用を構成する。

(a) 前記の者の何れかから発明を盗んでいる第三者、又は

(b) 発明者がその発明を、公衆の利用に供さないという条件に基づいて知らせた第三者

(2) (1)の意味における濫用は、意図的なものであると想定され、出願人はそれについて訴えることができ、かつ、その濫用が出願人に対してではなく、発明についての権利を譲渡した発明者、又は権利を譲渡した最初の出願人に対してなされた場合も同様とする。

(3) 本法第11条第1段落(b)及び第2段落の適用上、特許出願は第27条にいう条件に基づき、博覧会におけるその発明の展示の日から最大で6月以内に提出しなければならない。

第47条 発明の進歩性

(1) 本法第12条による発明の進歩性は、その発明が解決する技術的課題、及び全体としてみた、クレームされている発明に関し、本法第10条第2段落及び(本規則)第38条において定義されている技術水準とそれらと比較することによって評価される。進歩性の検討は、新規性の要件を満たしているクレームについてのみ行うものとする。

(2) 全体としてみた、クレームされている発明は、先行技術の1又は2以上の特徴から出発し、当該技術の熟練者が有する一般的知識の使用が、出願日又は優先日において、クレームされている発明に到達可能とする場合は、本法第12条第1段落の意味において自明であると考えられる。

(3) (2)の意味における、当該技術の熟練者とは、技術水準全般についての知見を有し、問題とされる日に、発明によって解決される技術的課題が属している技術分野に関する通常的能力及び一般的知識を有していると考えられる者を示す。

(4) 進歩性を評価するときは、複数の書類、又は複数の書類の一部、又は技術水準に属する同一書類の異なる部分の何れかをモザイク的方法で組み合わせ、クレームされている発明と比較することができるが、ただし、この組合せが当該技術の熟練者にとって自明であることを条件とする。

(5) 進歩性の評価は、最も近い技術水準を考慮し、課題一解決という手法によって行うことができる。

(6) (5)による課題一解決の手法によって進歩性を評価するときは、次の過程によって検討する。

(a) 最も近い技術水準を決定すること

- (b) 目的である、解決しようとする技術的課題を確認すること
- (c) 最も近い技術水準及び目的である技術的課題から出発し、問題とされる日において、クレームされている発明が当該技術の熟練者にとって自明である程度を評価すること
- (7) (6)の規定による最も近い技術水準とは、技術水準に関する単一の参考文献に開示されている特徴の組合せであって、自明性評価の最善の基礎を構成するものことである。
- (8) (6) (b)の規定による、目的である、解決しようとする技術的課題とは、技術水準と比較したときにその発明が有する技術的効果を獲得するために、最も近い技術水準を修正又は改作するために提案する目的を示す。それは、第16条(1) (d)の規定により、出願の明細書において出願人によって提示された技術的課題と異なることが有り得るが、それは、審査手続中に庁によって決定された技術水準が、それを目的とする効果に変更を課す場合である。
- (9) (1)の規定の適用上、発明が特に次の事情の1に該当しているときは、その発明は進歩性を有しているものとみなす。
 - (a) 他の用途のための既知の手段に関する自明でない使用であって、新規であり、驚異的效果を生ずるもの
 - (b) 既知の装置又は材料に係る新規の使用であって、既知の方法では克服することができない技術的困難を除去するもの
 - (c) 新規又は既知の特徴の組合せであって、それらの特徴が相互にその効果を増大させ、新たな技術的結果を得るような方法で行われるもの
 - (d) 方法の中での、既知の範囲に含まれている技術的パラメーターの選択であって、その方法の実行又は取得される製品の属性に関して予期されていない効果を生ずるもの
 - (e) 既知の化学的結合からなる化合物の大集団の中での、予期されていない長所を有する化合物の選択
 - (f) 当該技術の熟練者が検討する技術水準に含まれている書類から生ずるのとは異なる方法に関して、技術的課題を解決するためにする、クレームされている発明の技術的手段の使用
- (10) (2)の規定の適用上、発明が特に次の事情の1に該当しているときは、その発明は進歩性を有しているものとはみなさない。
 - (a) 発明が、当該技術の熟練者にとって、技術水準に関する書類の中にある空隙を満たすことによって生ずることが明らかな、可能な解決法の少なくとも1に相当していること
 - (b) 発明が技術水準から、何らかのよく知られた、同等である機械的、電氣的又は化学的手段の使用のみによって異なっていること
 - (c) 発明が単に、既知の手段の既知の特徴を利用する新たな方法であること
 - (d) 発明が既知の装置内で、その材料を、属性がその使用に適している、新たに発見された材料に代替すること、すなわち類似的代替であること、
 - (e) 発明が、非常に類似している状況下での既知の技術の使用、すなわち類似的使用であること
 - (f) 発明が、既知の装置又は方法を併置又は結合するものであって、その各々が、それらの間で相互依存を生ずることなく、既知の態様で作動するか、又は実行される場合
 - (g) 発明が、一定の数の適合可能な事項からの1の解決法の選択に過ぎないこと
 - (h) 発明が、一定の規模、温度範囲又は限定された範囲内の条件の選択であり、それらは連続的試行又は既知の設計方法の使用によって獲得可能であったこと
 - (i) 発明が、技術水準から直接に生ずる単純な推論のみによって取得されていること

(11) コンピュータ・プログラムの分野における発明に関しては、発明が技術的貢献(技術分野の1における技術水準に対する貢献を意味する)を伴っている場合は、本法第12条の規定による、進歩性判定基準は満たされているとみなす。

(12) 技術水準は、本法第10条第2段落及び本規則第38条に定義されている通りに考えて、決定する。

(13) (12)の規定の適用上、クレームされる発明は技術的特徴の他に、非技術的特徴をその構成要素とすることができる。

第48条 発明の産業上の利用可能性

(1) 本法第13条の規定により、発明は、それが技術的有用性を有する場合、又は客観的に実行可能な場合は、産業上の利用可能性を有する。

(2) クレームされている発明がその主題として装置又は方法を有しており、その作用又は使用が永久運動機関の場合のように、明らかに物理学の法則に反している場合は、産業上の利用可能性を有さない。

(3) (2)の適用上、特許のクレームが、発明によって達成されるように偽装した機能を示す装置、並びにその構造をその主題としているときは、その発明は産業上の利用可能性を有さない。

(4) しかしながら、(2)に定める装置が一定の構造を有する物としてクレームされている場合は、本法第18条第1段落の意味において、その発明の不完全開示に関して異論を唱えることができる。

(5) 発明は、その技術的使用が明白なものでなく、それについての明示の説明が必要なときを除き、産業上の利用可能性が存在するものと推定される。

第49条 OSIM 通告

(1) OSIMにおける法的手続に関して定められている通告は、署名し、捺印し、ファイルされる原本として、又は原本と一致している謄本としての何れかの形で提示される。複数の当事者に起因する書類の写しは、そのような証明を必要としない。

(2) 通告は、次の方法で発送されるものとする。

- (a) 郵便
- (b) 技術的通信手段
- (c) OSIM 本庁における引渡
- (d) 公示送達

(3) (1)による通告は、次のように行う。

(a) 出願人が発明者と同一人物でなく、職業代理人が指名されていない場合は、通告の宛先は出願人のみとする。

(b) 出願人が職業代理人を指名している場合は、通告の宛先は同人のみとする。

(4) 決定書並びにOSIM長官の命令によって定められる書類は、受領証を要求する書留書簡として発送する。他の通告は、書留書簡で発送する。

(5) 郵送された通告は、第3条(5)に定められている期限内に名宛人に配達されているものとみなす。

(6) 通告は、OSIM本庁において直接に名宛人に手渡すことができ、後者は、OSIMに残される

その書類の写しに署名することによって、受領を確認する。この引渡方法によって、OSIM 本庁において審査官との間で作成され、当事者の署名によって認証され、ファイルされる議事録を出願人に手渡すことができる。

(7) 名宛人の宛先を知ることができない場合、又は OSIM が行った第 2 回目の試行によっても通告の配達ができない場合は、通告は公示送達によって行うことができる。OSIM 長官は、(2) に記載したものと同一の命令により、公示送達の実行方法、並びにその到来によって書類が通告されたとみなす 1 月期限に係る開始時点を決めることができる。

(8) 通告は、名宛人が通告に係る書類の受理、又は受領の確認を拒絶する場合にも効力を生ずるものとする。

(9) (3) (b) の適用上、単一の利害関係人のために 2 以上の職業代理人が指名されているときは、通告はそれらの内の 1 に名宛することをもって足りるものとし、また、複数の利害関係人が共通の職業代理人を指名しているときは、通告は共通の職業代理人に名宛することをもって足りる。

(10) 出願人又は、該当する場合は、その職業代理人に送付する通告には、OSIM は応答期限を表示しなければならない。出願人は、正当な理由があるときは、第 3 条(8) の条件による応答のための法定期限に関し延期を請求することができる。

(11) OSIM は、応答のために許可した期限の到来前には決定をすることができない。

(12) 許可された期限内に、出願人又は、該当する場合は、その職業代理人が応答をせず、また、応答のための期限の延期を求めなかったときは、OSIM は特許出願についての決定を、既存の書類を基にして行うものとする。

(13) 特許出願についての実体審査を行った後、第 12 条の規定による物を主題としている発明が本法第 12 条の意味での進歩性を有していないことが確認された場合は、OSIM は、出願人に対して特許出願を実用新案出願に変更することができる旨を通告し、かつ、その期限が到来するまでは、その出願を却下する決定をすることができない。

第 50 条 特許出願審査報告書

(1) 本法第 28 条第 1 段落の規定による特許出願審査報告書とは、本法第 26 条の規定による特許出願についての審査手続を終了させる書類であり、同報告書は、特許出願ファイルを作成した審査官が作成し、署名するものとする。

(2) (1) による審査報告書には、次の事項が含まれる。

(a) 公開される特許出願に関する書誌的情報についての言及

(b) 出願の 1 又は 2 以上の主題に関する簡単な説明

(c) 手数料を納付した上で特許出願について行われた手続についての言及

(d) 発明についての検討であって、発明が特許出願において十分に開示されていること、特許の付与から除外又は例外とされている範疇に属していることに関するもの、これに続けて、適切な場合は、技術水準から選択された関連書類を基にした特許性要件の充足についての検討であるもの

(e) 審査委員会宛の審査官の提案であって、法的理由を根拠として、特許出願を承認又は拒絶する趣旨のもの

第4節 審査委員会

第51条 審査委員会の管轄権、構成及び決定

(1) 特許出願審査手続においては、工業所有権の分野における専門家である国家審査官が第50条による審査報告書を起草し、それを基にしてOSIM内にある担当の審査委員会が、本法第28条第1段落の規定に従い、特許を付与するか又は出願を拒絶するかの決定をする。審査委員会は、出願人が書面をもって特許出願の取下を請求したときは、その取下を認知し、また、本法第28条第4段落に規定した事情の1にある特許出願については、取下とみなす旨を宣言する。

(2) OSIM内における担当の審査委員会は、技術分野又は審査手続に応じて構成される。

(3) 審査委員会の構成は、次の通りとする。

(a) OSIM長官が指名する審査長

(b) 工業所有権分野の審査官であって、特許出願審査を行い、審査報告書を起草する者

(c) 審査長が指名する第2の審査官

特に複雑な発明については、委員会は、審査長の提案に基づき、2名の審査官を追加して拡大することができる。

(4) 特許出願に関する実体審査手続を終了した後、OSIMは出願人又は、該当する場合は、その職業代理人に対し、特許を付与する意図について通告し、また、本法に定める期限内に公開、印刷及び特許発行の手数料を納付することを条件として、その意図に係る決定を連絡する。通告書には、委員会が特許を付与する旨の決定をする上で基礎とした明細書、クレーム及び図面を含む書類が添付される。

(5) 決定が行われるときまでは、出願人は前記書類に関し、OSIMによって許可されている期限内に書面をもって、誤記があるときはその解消又はそれ以外の変更を求めることができる。

(6) 審査委員会が(5)にいう変更又は訂正に同意しない場合は、出願人には意見書を提出するための新たな期限が許可されるものとする。許可された期限内に応答がないときは、付与の決定は、出願人又は、該当する場合は、その職業代理人に送付された最終版の書類に基づいて行われる。

(7) 付与する旨の決定の連絡の後に要求される変更は、本法第51条による審判請求によってのみ行われるものとし、かつ、法定手数料の納付を条件とする。

(8) 審査委員会が行う決定には理由が付されるものとし、その決定は、担当部内の審査委員会の登録簿並びに国家特許出願登録簿に記録される。出願人によって取り下げられた特許出願に関する言及又は取下とみなす旨の宣言がされた出願に関する言及が、前記の両登録簿に記録されるものとする。

(9) 審査委員会が行った決定並びに(8)にいう言及は、出願人又は、該当する場合は、職業代理人に連絡されるものとし、その時期は、決定を行った日又は出願の取下を認知した日若しくは出願は取下とみなす旨の宣言をした日から1月以内とする。

(10) 特許に関する公開、印刷及び発行の手数料が納付済であるすべての特許出願に対しては、特許を付与する旨の決定についての言及が、審判請求をするための法定手数料に関する期限の到来後に発行される最初のBOPIに掲載される。特許出願を拒絶する旨の決定に関する言及は、審判請求をするための法定手数料に関する期限の到来後に発行される最初のBOPIに掲載される。

(11) 審判請求がされた場合は、(10)による決定の言及の掲載は、審判請求についての処理が行われた日から1月以内に行うものとする。

(12) (10)による、付与する旨の決定の言及の掲載は、公開、印刷、特許発行の手数料が納付されていることを条件として、本法第28条第6段落に定める期限内、ただし、決定の連絡から1月より早くないときに行うものとする。

(13) 特許が付与された発明は、明細書、クレーム及び図面をOSIM本庁において、公衆の利用に供することによって公開されるものとし、その時期は、(10)及び(11)による、付与する旨の決定に関する言及がBOPIに掲載された日に開始する。

(14) 本法第28条第9段落の適用上、特許は、付与する旨の決定のBOPIにおける掲載の日から、本法第32条により、効力を生ずるものとする。本法第52条による、特許取消のための期限は、付与する旨の決定の言及が掲載された日から開始する。同条の適用上、特許出願を拒絶する旨の決定は、BOPIにおける掲載の日から効力を生ずるものとする。

第52条 OSIMにおける手続の中止

(1) 本法第28条第11段落の規定の適用上、出願人の権原承継人又は、該当する場合は、その職業代理人は、次のことをしなければならない。

(a) OSIMに請求書を提出し、特許出願に関して行われる手続の中止を明示して請求すること

(b) 手続期限を延期するための手数料を納付すること、及び

(c) 中止請求を正当化するすべての書類の認証謄本をOSIMに提出すること

(2) 手続は、権原承継人又は、該当する場合は、その職業代理人から権原承継人の地位を証明する書類を添付してOSIMに提出される、明示の請求に基づき、再開することができる。OSIMは手続の再開日を利害関係人に通告しなければならない。

(3) 職業代理人の死亡及び新たな職業代理人の指名を理由として生じた中断の場合は、OSIMは、出願人のための代理委任状の提出がされた後に限り、手続を再開する。それ以外の場合は、特許出願が却下されるか又は、該当する場合は、出願人が職業代理人により代理されていないことを考慮して手続が再開される。

(4) 本法第28条第12段落に規定した事情においては、OSIMは利害関係人に手続を中止する日を通告しなければならない。

(5) 本法第66条第1段落の規定を適用する場合において、(4)に従って中止された手続を再開するためには、利害関係人は次のことをしなければならない。

(a) 決定が最終かつ取消不能となった日から30日以内に手続の再開を請求すること

(b) 特許に関する法的地位の変更を提出するための手数料を納付すること

(6) 本法第66条第2段落の規定を適用する場合において、(4)に従って中止された手続を再開するためには、利害関係人は次のことをしなければならない。

(a) 裁判所の決定をOSIMに連絡すること。その期限は、決定が最終かつ取消不能となり、執行方式の裏付けがされた日から3月以内とする。

(b) OSIMに対し書面をもって、本法第66条第2段落(a)から(c)までに含まれている選択肢の1の選択に関する同人の決定を連絡すること

(7) (6)(b)に従って行われた連絡の結果として、特許を受ける権利を承認された者が、本法第66条第2段落(a)に従い、出願人に代って手続を続行することを希望し、特許出願に係る法的地位の変更を届け出るための手数料を納付したときは、OSIMは特許の付与を受ける権利

を有する者の変更に関する言及を BOPI に掲載する。

(8) (6) (b)に従って行われた連絡の結果として、特許を受ける権利を承認された者が、本法第 66 条第 2 段落(b)に従い、その権利が承認された発明について新たな出願をするときは、その出願は次のようにしなければならない。

(a) (6) (a)に規定する期限内に行うこと

(b) 原出願に対するルーマニア語による言及によって構成されているか、又は特許を受ける同人の権利が承認された発明に関する明細書、クレーム及び図面を含んでいること

(c) 法定手数料の納付証明書を添付すること

(d) 司法裁判所の最終かつ取消不能の決定の謄本を添付すること

(9) (8)にいう特許出願の出願日は、原出願の出願日と同日とし、また、新たな出願は原出願に関して主張されていた優先権の利益を享受するものとする。

(10) (8)の規定が満たされたときは、OSIM は、原出願はその出願日から取下とみなす旨を宣言する。

(11) (6) (b)に従って行われた連絡の結果として、特許を受ける権利を承認された者が、本法第 66 条第 2 段落(c)に従い、原出願の拒絶を請求し、かつ、(6) (a)の条件が満たされた場合は、OSIM は原出願を拒絶する旨の決定を行い、それについての言及を BOPI に掲載し、その決定を利害関係人に連絡する。

(12) 手続の中止は、本法第 23 条第 1 段落から第 5 段落までの規定による特許出願公開前には、することができない。

第 53 条 原状回復

(1) 出願人又は特許所有者が OSIM に対する手続中での行為期限を遵守せず、それが特許出願又は特許に関する権利喪失の効果を有する場合は、OSIM は、請求があったときは、次の要件が累積的に満たされることを条件として、不遵守の理由の消滅から 2 月以内、ただし、行為期限の到来から 1 年以内に、それを原状に復帰させることができる。

(a) 出願人、特許所有者又は、該当する場合は、その職業代理人が、明示して原状回復の請求をすること

(b) 請求が適時に作成されること

(c) その申請が正当化されること、及び

(d) 申請の提出時に納付された法定手数料が本法第 44 条第 4 段落に規定するものであること

(2) 本法第 44 条第 4 段落の規定は、本法第 28 条第 4 段落の規定の対象である出願であって、明細書及び図面の形式が承認されたクレームの内容に即して受理されており、本法第 28 条第 2 段落(e)にいう期限が到来していないものに対して適用する。

(3) (1) (a)に従って提出される請求については、OSIM が出願人、特許所有者又は、該当する場合は、職業代理人に拒絶理由を通告し、意見書提出のために 2 月の期限を与えることなしには、その全部又は一部を拒絶することができない。

(4) OSIM は、原状回復請求が本法第 44 条第 2 段落及び第 3 段落、並びに本法第 20 条第 7 段落に規定した状況の 1 に関連するものであるときは、その請求の却下を決定する。

(5) 原状回復請求を受理する又は却下する旨の決定は、出願人、特許所有者又は、該当する場合は、職業代理人に連絡される。

第54条 職権による、(決定の)取消

(1) 特許出願に関する審査委員会の決定は、OSIMが、取消期間内に、決定に変更を生じさせる書類を確認した場合は、本法第29条第1段落の意味において、職権による取消をすることができる。

(2) 本法第29条による職権による取消は、その決定をした審査委員会が行う。

(3) 委員会の決定が重大な遺漏又は誤謬を、特に発明者、出願人又は特許所有者を特定する情報に関して含んでいることが確認された場合は、審査委員会はその決定を取り消さずに、その更正を決定する。

(4) 職権による取消についての言及が、その決定が行われた部の中の審査委員会の登録簿に登録されるものとする。

(5) 職権による取消に関する理由書は、審査長により公式報告書の形で作成され、それに係る特許出願ファイルに追加される。

(6) (1)による、決定の取消の後においては、審査委員会は、決定の取消を決定した事由を処理した後直ちに、その特許出願に関する新たな決定を行う。

第5節 発明に関する権利の防御

第55条 実体審査において行われた決定に対する審判委員会の会期の準備

(1) 本法第51条に基づいて行われる、特許の減縮を目的とする審判請求を含む審判請求、及び本法第52条に基づいて行われる取消請求は、本法第53条の規定により、審判委員会によって処理されるものとし、委員会の構成は次の通りとする。

(a) 審判長

(b) 審査の分野において少なくとも5年の勤務歴を有する1又は3の審査官、及び

(c) 審判部内の法律顧問

(2) OSIM長官又は、権限の委譲により、審判部の長を審判委員会の審判長とする。委員会の書記は審判部内の者が勤める。

(3) 審判長は、3名の委員から構成される委員会においてはその審査官を、又は、5名の委員から構成される委員会においては3名の審査官の内の1名を審判事件の報告官に指定する。

(4) 審判委員会の委員が討議される審判事件に個人的利害関係を有する場合、又は審判事件において言及される特許出願に関する審査に審査官又は審査委員会の構成員として参加していた場合は、それらの者は審判請求又は取消請求についてする判断に参加することができない。

(5) 報告官は、特許出願書類及び事件ファイルを調査した後、当事者によって提起されている論点を指摘し、事件についての予備的調査報告書を作成しなければならない。また、援用されている関連性の高い証拠について言及しなければならない。

(6) 報告官はまた、審判請求を受けた決定をするために検討された書類に対して他の書類が関連性を有すると思われる状況において事件の審査官が表明し、送付した見解も分析しなければならない。審査官の見解は、当事者を召喚するときに要求される。

(7) 事件処理のための会期においては、当事者の尋問、口頭弁論並びに証拠の提出が行われ、それらは、書記によって会期に関する特別登録簿に記入される。

(8) 事件の処理のためには、審判委員会は利害関係人に対し、事件ファイルに提出された証

拠を基にしてその見解を提示し、主張する機会を与えなければならず、その行為は、利害関係人が本人直接に、又はその職業代理人若しくは委任状に基づく弁護士を通じて行うことができる。

(9) 3名の委員からなる審判委員会が、審判請求又は取消請求の内容上、3名の審判官、審判長及び法律顧問によって構成される委員会が必要であると考えるときは、委員会を拡大する決定は、遅くともその事件を処理するために設定される最初の会期の日にされなければならない。

第56条 予備審査において行われた決定に関する審判委員会の管轄権

(1) 予備審査において行われた決定に関する審判請求であって、次の事項、すなわち、

- (a) 特許出願、
- (b) パイプライン保護の付与を求める出願、
- (c) 主張された優先権、
- (d) 原状回復、
- (e) 特許の復活、
- (f) 権利移転の登録、

に関するものは、苦情処理・国際関係理事会内の2名の法律顧問及び予備審査部内の1名の審査官である3名の委員によって構成される審判委員会によって処理されるものとする。同審判長は、OSIM長官によって権限を委譲されるものとし、また、同委員会の書記は苦情処理・国際関係理事会に属する者が勤めるものとする。

(2) 審判請求を処理するための会期においては、審判委員会は審判請求を処理するために必要な説明及び書類を請求することができる。

(3) 審判委員会は、審判請求の受理又は拒絶を決定する。

第57条 審判請求及び取消請求

(1) 審判委員会が通知を受ける審判請求は、書面をもって行うものとし、次の事項を含んでいなければならない。

- (a) 審判請求人の氏名及び住所、又は名称及び登録事務所
- (b) 審判請求の目的
- (c) 審判請求の基礎とする事実上の根拠及び法律上の理由
- (d) 審判請求の根拠とする証拠の提示
- (e) 審判請求人の署名

(2) 審判請求書は、審判請求の対象である決定がその基礎とした事由に関するものでなければならない。また、審判請求を裏付ける証拠及び審判請求手数料の納付証明書が添付されなければならない。

(3) 証拠が書類である場合は、その書類の写しが提出されなければならない。書類が外国語によって作成されている場合は、そのルーマニア語翻訳文であって、それを提出する当事者によって証明されたものが、提出されなければならない。

(4) 本法第51条第2段落による、特許の減縮を目的とする審判請求は、付与された保護の限定を希望する理由を含んでいなければならない。

(5) 特許の取消を求める請求は、書面をもって行うものとし、審判請求と同じ事項を含んで

いなければならない。関連する特許の所有者は取消請求に対する答弁書を、その請求の処理のために設定されている会期の初日より少なくとも5日前までに提出することができる。

(6) 審判請求書及びその添付書類は2通提出されるものとし、また、取消請求書及び、答弁書が提出されるときは、その答弁書、並びにその添付書類は、当事者の数に応じた部数に審判委員会及び審査委員会のための写し2通を加えて提出されなければならない。

(7) 事件処理のために設定された会期の初日より少なくとも5日前に、審査委員会は第55条に基づく見解書とそのファイルに綴ることができる。

第58条 審判請求及び取消請求の処理手続

(1) 取消請求については、審判委員会の書記から関連する特許の所有者に連絡されるものとし、その所有者は答弁書及び、可能なときは、その裏付け書類を、委員会によって許可されている期限内に提出することができる。その写しは、審査委員会にも与えられるものとする。

(2) (1)に基づく答弁書については、審判委員会の書記によって、取消請求人に通告される。

(3) 審判請求及び取消請求については、審判委員会の書記によってOSIMの特許理事会に対しても、情報のために及び、適切な場合は、見解書の作成のために連絡されるものとする。

(4) 委員会書記は、事件処理のために設定された会期の少なくとも14日前までに、配達証明付き郵便をもって、当事者又は、該当する場合は、その代理人に対する審判召喚状を出すものとする。OSIM長官によって承認された会期明細は、特許理事会に連絡され、会期日の少なくとも3日前にインターネット上で公表される。

(5) 審判委員会が、事件の解決は審判の目的である権利の存在又は不存在に依拠することを認め、かつ、委員会の決定に影響を及ぼす可能性のある、本法に定める権利侵害について刑事手続が開始されている場合は、委員会はその事件を、刑事裁判において最終かつ取消不能の決定が行われるときまで、延期することができる。

(6) 事件の本案に関する審議においては、報告官が最初にその意見を述べ、その後委員会最新参の委員が続き、審判長が最後にその意見を述べるものとする。

(7) 決定をするときは、審判長は決定に係る可能な選択肢を要約し、それを投票に掛けるものとする。投票は、全委員が出席し、(6)に基づく順番で行われる。

(8) 審判委員会の決定は、委員の過半数の賛成票をもって決定される。少数意見は、決定の主文に続けて言及されるものとする。

第59条 審判委員会の決定

(1) 審判請求に関しては、審判委員会は次の決定をすることができる。

(a) 審判請求における目的の全部又は一部を承認し、それにより、拒絶する旨の決定を変更すること、拒絶する旨の決定を破棄し、事件を実体審査に戻し、審判委員会の決定において指示されている権限範囲内において審査手続を続行させること

(b) 審判請求における目的を承認し、付与する旨の決定を破棄し、事件を実体審査に戻し、審判委員会の決定において指示されている権限範囲内において審査手続を続行させること

(c) 審判請求における目的、及び審判請求手続において審判請求人によって要求された変更を承認し、付与の決定を変更し、特許について、審判委員会によって行われた変更を付した公告をさせること

(d) 審判請求における目的を却下し、審判請求の対象とされた決定を維持すること

- (2) 特許の減縮を目的とする審判請求の場合は、審判委員会は次の決定をすることができる。
- (a) 出願人によって補正されたクレームを基にする、審判請求における目的を承認し、審査委員会によって行われた付与の決定を変更し、特許を審判委員会によって承認された変更を付して公告させるために送付すること
 - (b) 審判請求における目的を却下し、審査委員会によって許可された形での特許を公告させるために送付すること
- (3) 取消請求の場合は、審判委員会は次の決定をすることができる。
- (a) 請求の全体を承認し、特許を取り消すこと
 - (b) 取消請求の一部及び取消手続中に特許所有者によって補正されたクレームを承認し、取消手続中に特許所有者によって変更された特許を維持し、また、その特許を再公告に付すために送付すること
 - (c) 請求の一部を承認し、審判委員会によって行われた決定の後に変更された形での特許を維持し、その特許を再公告するために送付すること
 - (d) 取消請求を却下し、取消手続中に特許所有者によって変更された形での特許を維持し、その特許を再公告のために送付すること
 - (e) 取消請求を却下し、審査委員会によって承認された形での特許を維持すること
- (4) 決定が下された後に、その決定は書面にされ、審判長及び委員によって署名されるものとする。
- (5) 審判委員会の決定は、原本と一致していることが証明された謄本によって当事者に連絡される。決定は、正本 1 通のみを作成し、書記が、審判委員会による決定集のファイルに組み入れ、会期の議事録に記録する。
- (6) 審判請求及び取消請求の処理並びに審判委員会がする決定に関する本規則の規定は、民事訴訟法の規定の準用によって、追完される。

第 6 節 特許証の交付

第 60 条 特許証交付のための条件

- (1) 本法第 30 条第 1 段落及び第 2 段落の適用上、OSIM は特許所有者に特許証を交付するものとするが、これについては、本法第 28 条第 7 段落による特許の公告、印刷及び発行手数料の納付を条件とする。
- (2) 特許証には、本法第 28 条第 9 段落による、特許を付与する旨の決定に関する言及の公告に関する通告、並びにその決定の基礎である明細書、クレーム及び図面が添付されるものとする。OSIM は特許所有者に対し、第 36 条(1)に規定する公開されない要素について通告し、同人に対し、公開する明細書、クレーム及び図面の写しを送付する。
- (3) 特許が第 84 条の規定による共有の状態にあるときは、特許証は、指定されている共有者に、又は、それが無い場合は、最初に記名されている共有者に交付されるものとし、他の共有者は「特許番号...の共有者」の記載を含む副本の交付を受ける。副本の発行には、手数料の納付を必要としない。
- (4) 交付された特許証原本の喪失又は破棄の場合は、特許所有者は請求をすることにより、法定手数料の納付を条件として、その喪失又は破棄に関する言及のルーマニア官報第 III 部における公告の後、特許証の副本の付与を受けることができる。

(5) 本法第 35 条第 2 段落の適用上、特許所有者でない発明者に対する副本の交付は、手数料の納付を必要としない。

(6) しかしながら、(5)による副本の喪失又は破棄の場合は、発明者は請求することにより新たな副本の交付を受けることができるが、ただし、法定手数料を納付する場合に限られる。

(7) 本法第 52 条第 2 段落及び第 54 条第 2 段落の規定により一部が取消又は無効とされた特許に関しては、OSIM は(1)による法定手数料の納付を条件として、審判委員会による決定又は、該当する場合は、司法裁判所の最終かつ取消不能の決定に従った特許証を交付し、特許証交付についての言及を BOPI に公表する。

第 7 節 特許の効力維持

第 61 条 保護期間中における特許の効力維持

(1) 本法第 43 条第 2 段落の規定により、特許の効力を維持するためには、保護期間 1 年分の手数料を個々の保護年度の初日に納付するものとするが、次の事項はその例外とする。

(a) 保護期間の最初の 2 年については、特許所有者は手数料を納付する必要がない。

(b) 特許付与の言及が公告された年の翌年を含む、最初の 2 年の後である保護期間からなる期間については、特許の付与に関する言及の BOPI における掲載の日から 12 月以内に手数料が納付されなければならない。

(2) 本法第 43 条第 3 段落による最高 4 年までの前納は、その納付がされるべき保護年度についての納付を含むものとする。

(3) (2)に従って手数料が前納された場合は、その納付は、その手数料の納付対象期間内に手数料金額が変更されたときも、有効であるものとみなす。

(4) 権利の移転が、減額した手数料の納付対象期間中に本法第 45 条に従って登録される場合は、移転と同時に、その移転の登録に関する言及が公告された年の次の保護年度に関する法定金額水準との差額が納付されなければならない。

(5) (4)に規定した手数料差額の納付が権利移転の書類の OSIM における登録の時に行われな
いときは、特許所有者は、通告により、手数料差額を納付するための 2 月の期限が与えら
れる。その納付をしなかったときは、特許所有者は特許によって与えられた権利を喪失する。

(6) 特許の効力維持のための法的条件が満たされた場合は、OSIM は速やかに特許所有者又はその職業代理人に対し、その事実並びに特許の効力維持手数料はその特許の法的地位に関してその後の変更があった場合にも返還しない旨を通告するものとする。

(7) 特許を付与する旨の決定を行う予定であることが通告された後で、出願人が、公告、印刷、発行及び効力維持のための手数料の各々を納付することができないことを理由として、決定をするための期限の延期を請求したときは、この請求に関する同意が通告されるものとする。決定をするための期限の延期は、同意に関する連絡の日から 1 年より長いものであってはならず、また、その同意は 1 回に限り認められるものとする。

(8) 保護期間 1 年についての効力維持手数料であって、(1)に規定した条件に従って納付されなかったものは、50%の割増手数料を付して、納付期日から 6 月の期間の末までに納付することができる。

(9) (1) (b)に規定した例においては、(8)に基づく 6 月期間は、特許付与に関する言及の公告日から起算した 12 月の期限が到来した日から開始する。

(10) 保護期間 1 年に関する特許の効力維持のための手数料を(9)又は(10)に規定した期限の到来後に納付していない場合は、その不納は、本法第 43 条第 3 段落により、特許権所有者の、特許によって与えられた権利の喪失を生じさせる。

(11) 本法第 39 条第 3 段落の適用上、納付は何人もすることができるが、ただし、その納付及び特許所有者を特定する情報、特許番号、特許による保護の目的である発明の名称、手数料の納付対象である 1 又は 2 以上の期間が表示されていることを条件とし、かつ、納付証明書の写し及び、必要なときは、特許所有者が手数料減額を受けるための条件を満たしていることを証明する書類の写しが OSIM に提出されることを条件とする。

(12) 特許所有者又はその職業代理人が効力維持手数料を(8)又は(9)に記載した期限の到来までに納付せず、かつ、その納付が本法第 39 条第 3 段落により、他人によって行われた場合は、特許の効力維持のための法的条件は充足され、OSIM は(6)に従って、この事実を通告する。

(13) 特許によって付与された権利を喪失した特許所有者がその権利の再確認を要求し、本法第 37 条の条件が満たされ、納付がされなかった期間に対する効力維持手数料が納付された場合は、OSIM は特許理事会内の委員会を通じて、再確認要求に関して決定する。

(14) 再確認決定は、第 67 条(9)に規定する国家特許登録簿に記入し、特許所有者に連絡し、本法第 37 条に規定する期限内に BOPI において公告する。

(15) 特許所有者は、本法第 51 条第 1 段落により、特許再確認要求に関する決定について審判請求を提出することができる。

第 62 条 特許に名称表示されていない者が特許の付与を受ける権利を有する場合に、特許の無効に関して OSIM に対してする手続

(1) 本法第 66 条第 1 段落の適用上、本法第 54 条第 1 段落(e)による特許無効訴訟の後に、OSIM が有権者に特許を付与する事情において、

- (a) 有権者は、BOPI に公告されるべき最終かつ取消不能の決定を連絡しなければならない、
- (b) 利害関係人は、特許の法的地位を変更するための手数料、印刷、公告及び発行のための手数料、並びに特許の効力維持のための手数料を納付しなければならない。

(2) OSIM は BOPI において、最終かつ取消不能の裁判所決定及び特許発行の言及を公告し、国家特許登録簿にそれらのすべての情報を記録する。

第 63 条 特許所有者による権利放棄

(1) 本法第 38 条第 1 段落の規定による、特許によって付与される権利のその存続期間中における特許所有者による放棄は、OSIM に対しその請求書を提出することによって行うものとし、次の条件が満たされているときは、OSIM は特許所有者による放棄を受理するものとする。

- (a) 請求が明示のものであり、放棄が全部又は一部についてなされるか否かを表示し、また、対象とするクレームを表示していること
- (b) 請求書が、特許を付与する旨の決定に関する言及が BOPI に掲載された日後に提出されること
- (c) 請求書が特許所有者によって署名されているか、又は、特許が複数の共有者を有する場合は、請求書が個々の共有者により個別に署名されていること
- (d) 特許所有者が、本法第 38 条第 2 段落、第 3 段落又は第 5 段落の規定が満たされているこ

とを証明すること

(2) 特許の放棄に関する言及は、国家特許登録簿に記入し、また、OSIM に対する登録日から 60 日以内に BOPI に掲載される。

(3) 発明者からの請求があったときは、特許所有者は、本法第 38 条第 2 段落の規定により、特許に関する権利の全部又は一部を、その全部又は一部について発明者に移転するものとし、また、発明者は OSIM に対し、特許に関する権利を継承するための署名を付した請求書、権利の全部又は一部の放棄及び移転に関する書類の原本又は認証謄本、並びに特許の法的地位を変更するための手数料の納付証明書を提出しなければならない。OSIM は権利の移転を国家特許登録簿に記入し、本法第 45 条第 3 段落により、それに関する言及を BOPI に掲載しなければならない。

第 8 節 特許によって与えられる保護の範囲

第 64 条 クレームについての解釈

(1) 本法第 32 条第 3 段落の規定は、次の事項を意味するとみなさない。

(a) 特許によって付与される保護の範囲は、厳密かつ文字通りの意味でのクレーム本文に従って決定され、明細書及び図面は、クレームに関する不明確性を除去する役割のみを果たす。

(b) クレームは、単に指針としての役割を有する。また

(c) 保護は、明細書及びクレームを検討した当該技術の熟練者の意見として、特許所有者が保護を求めていたものにも及ぶ。

(2) 本法第 32 条第 3 段落の規定は、特許所有者に衡平法上の保護を与えると同時に、第三者に対して合理的な程度の確実性を与える、これらの極端の間に位置する見解を定義していると解釈される。

(3) 本法第 32 条第 3 段落の適用上、クレームにおいて使用されている特徴は、関連する技術水準においてそれらが通常有する意味及び範囲の中で考慮されるものとするが、ただし、明細書がその特徴に与えられた他の意味を規定しているときは、この限りでない。

(4) クレームが物を、それを製造する方法として定義している場合は、当該クレームは、その製造方法によって与えられた特徴を有するその物自体を定義していると解釈する。

(5) クレームが特定用途のための物を定義している場合は、そのクレームはその用途のみに限定された物を定義していると解釈される。

(6) 本法第 32 条第 6 段落の適用上、ある要素の使用により、クレームに記載されている要素によって得られるのと同じの結果を基本的に得られることが、当該技術の熟練者にとって明らか場合は、その要素はクレームに記載されている要素と同等物であるとみなす。

(7) 保護範囲を確定するときは、出願人又は特許所有者により、特許の付与又はその有効性に関する手続において、クレームの内容に関してその範囲を限定する詳細説明があったときは、それを考慮に入れるものとする。

第 65 条 発明の主題に依存する保護の範囲

(1) 本法第 32 条第 2 段落の規定の適用上、物を主題とする特許は、発明の主題である物に係るすべての機能、効果、用途及び利点を対象とする絶対的保護を与え、それらのものが特許明細書に表示されていない場合も同様とする。

(2) 物を主題とする特許による保護は、製造の仕方又は方法に拘わりなく、その物自体を対象とするものとし、その帰結として、実施態様における製造の仕方又は方法の表示は、特許によって付与された保護がその方法によって製造された物のみ及び過ぎないことを意味しない。

(3) 物が、第 12 条(4)により、製造方法によって定義されている場合は、保護の範囲は、(1)の規定による物に対するものであるが、その保護はそのような方法によって定義されるものに対してのみ有効である。

(4) 一定の目的、例えば器具又は手段等に限定されるとして主張されている物を主題とする特許に関しては、与えられる保護は、当該目的の達成に限定されるものとする。

(5) 本法第 32 条第 2 段落の規定の適用上、方法を主題とする特許は、特許方法によって達成することができるすべての目的を含む、特許方法の使用又は使用の申出に関して絶対的保護を与え、それらのものが特許明細書に表示されていない場合も同様とする。

(6) (5)の規定の適用上、特許方法を主題とする発明の主要部が一定の目的での物の使用に関するものである場合は、特許保護の範囲は当該目的での使用に限定される。

第 9 節 職業代理人による代理行為

第 66 条 OSIM に対する手続における代理行為

(1) 出願人、特許所有者、譲渡人又はその他の利害関係人は、特許出願又は特許に関する手続に関し、工業所有権弁護士としての職務を、独立して又は工業所有権弁護士の職務の遂行に関する再公布された 2000 年政令第 66 号に定める雇用形態の中でかの何れかで、遂行している職業代理人を代理人とすることができる。

(2) OSIM が、特許出願又は特許に関して職業代理人が指名されていることを確認した場合は、OSIM は同人が BOPI に公告された一覧に含まれているか否かを点検し、その指名に関する言及を、国家特許出願登録簿又は、該当する場合は、国家特許登録簿に記入する。

(3) 職業代理人の指名並びにその法的地位に関する変更又は委任の破棄に関する言及は、出願人、特許所有者、譲渡人又はその他の利害関係人によって署名された請求書に基づき、(2)に定めた登録簿の 1 に記入するものとする。

(4) 特許出願又は特許に関して指名された職業代理人の変更又はその宛先の変更は、法定手数料の納付を条件として、OSIM によって登録される。

(5) 職業代理人の登録は、新たな職業代理人が指名された場合、又は特許所有者の変更が記入されたときに新たな特許所有者が職業代理人を指名していないときは、OSIM により職権をもって抹消される。

(6) 特許出願が出願人によって直接に提出された場合は、OSIM は出願人に対し、工業所有権弁護士の名簿、並びにその名簿に記載されている者を指名することができる旨を通告する。

(7) 本法第 39 条第 2 段落に規定する手続の 1 が出願人、特許所有者、譲渡人又はその他の利害関係人によって直接に行われた場合は、OSIM は当該人によって行われた手続を授権代理人に通告する。OSIM はまた、当該手続をした者に対し、職業代理人に送付した通告を連絡するものとする。

第 10 節 国家登録簿

第 67 条 国家出願登録簿及び国家特許登録簿

(1) 本法第 69 条第 1 段落(c)の規定により、国家特許出願登録簿及び国家特許登録簿を制定し、OSIM に保管する。

(2) (1)に定めた登録簿は、紙面、又はその一部若しくは全部を電子的方式により調製する。

(3) 登録簿に情報を記入する基礎となる書類の様式若しくは内容に関する法定の規定、若しくは法定の金額及び法定の期限内でのその納付が守られない場合、又は書類による請求が登録簿に記載されている権利者によるものでない場合は、その情報は登録簿に記入されず、その事実が出願人又は利害関係人に通告されるものとする。

(4) 本法第 15 条第 6 段落の規定の適用上、本法第 15 条第 1 段落の規定を満たしている特許出願は、出願日に関連する番号が増える順番に従って、国家特許出願登録簿に記入される。

(5) 国家特許出願登録簿に情報を記入するときは、その情報は書類の原本、又は原本と同等の価値を有する謄本からのもののみを使用するものとし、かつ、そのようなものとして記入する。

(6) 何人からかの請求があったときは、OSIM は本法及び本規則の条件に従い、国家出願登録簿における登録に関して請求された書類を、謄本又は、該当する場合は、抄本の形で交付するものとするが、ただし、書類の認証及び交付のための手数料が納付されていることを条件とする。

(7) 国家出願登録簿に記入される事項は、次の通りである。

(a) 特許出願の出願番号及び出願日

(b) 国内経路によってされた出願の場合において、特許出願の OSIM への提出日が出願日と異なっているときは、その提出日

(c) 特許出願が、国内段階が開始されている国際出願である場合は、国際出願の出願番号及び出願日、並びに国内段階の開始日

(d) 特許出願が、第 31 条による国際出願の検査によって生じたものである場合は、検査の対象である出願に係る情報

(e) 特許出願が、欧州特許出願の国内特許出願への変更によって生じたものである場合は、国内特許出願の番号及び欧州特許条約による、欧州特許出願の出願番号及び出願日、並びに欧州特許出願が国内特許出願に変更された日付

(f) 発明の名称

(g) 国際特許分類制度に従って付された分類コード

(h) 本法第 14 条第 1 段落(b)による、出願人を特定する情報

(i) 発明者を特定する情報及び、該当するときは、発明者が申し立てたそれ以外の情報

(j) 出願人が指示した通信宛先

(k) 出願人が指名した職業代理人を特定する情報

(l) 優先権が主張されている場合は、その優先権が主張されている先の出願に係る出願番号、出願日及び国名

(m) 出願が分割によって生じたものである場合は、その基礎とされた出願の出願番号及び出願日

(n) 出願の公開日及び出願公開をするための根拠となった法的理由

- (o) OSIM 内において出願に関してされた決定の番号，日付及び種類
- (p) 本法第 18 条第 2 段落による，国際寄託機関への生物学的材料の寄託を証明する書類に関する情報
- (r) 本法第 45 条及び第 46 条第 1 段落により登録される権利移転
- (s) 特許出願の法的地位に関して登録される他の変更
- (t) 審判請求又は取消請求の提出
- (u) 第 28 条(1)による博覧会証明書提出に関する情報
- (v) 手続の停止若しくは中止，又は期限の延期に関する情報
- (8) 国家特許出願登録簿に記入された特許出願に関する情報は，本法第 23 条による出願公開の日から公衆の利用に供され，何人もそれを OSIM 本庁において閲覧することができる。
- (9) (1)による発明に関する国家特許登録簿は，国内経路によって付与された特許に関する部分，及びルーマニアにおいて効力を有する欧州特許に関する部分，及びパイプライン保護を与える特許に関する部分を有する。
- (10) 国家特許登録簿－国内経路によって付与された特許に関する部には，次の事項を記入する。
 - (a) 特許番号，特許付与の基礎とされた特許出願の出願番号及び出願日
 - (b) 特許が，国内経路によってされた出願を基にして付与されている場合において，提出日が出願日と異なっているときは，特許出願の OSIM への提出日
 - (c) 特許が，国内段階が開始されている国際出願を基にして付与されている場合は，国際出願の出願番号及び出願日，並びに国内段階の開始日
 - (d) 特許が，国内特許出願に変更された欧州特許出願を基にして付与されている場合は，欧州特許条約による欧州特許出願の出願番号，出願日，欧州特許出願が国内特許出願に変更された日
 - (e) 発明の名称
 - (f) 国際分類制度に従って付された分類指標
 - (g) 発明者及び特許所有者を特定する情報
 - (h) 特許所有者によって指示された通信宛先
 - (i) 特許所有者が指名した職業代理人を特定する情報
 - (j) 優先権が主張されている場合は，その優先権が主張されている先の出願がされた日付，番号及び国又は機関
 - (k) 出願の公開日及び公開がされる基礎であった法的理由
 - (l) 本法第 28 条第 1 段落による，特許を付与する旨の決定に関する言及
 - (m) 特許中のクレーム及び図面の数に関する言及
 - (n) 特許を受ける権利を有する者に関しての，最終かつ取消不能となった裁判所決定に関する言及
 - (o) 本法第 30 条第 2 段落による，特許証交付の日付
 - (p) 印刷及び効力維持のための手数料の納付書類及び当該手数料の金額
 - (q) 手数料の不納による特許所有者の権利の喪失に関する言及及びその公告日
 - (r) 本法第 37 条による，特許を再確認する最終及び取消不能の決定に関する言及
 - (s) 本法第 38 条第 6 段落による，特許を受ける権利の全部又は一部の放棄に関する言及
 - (s) 本法第 54 条第 3 段落による，特許の全部又は一部を無効にする旨の最終かつ取消不能の

決定に関する言及

(t) 本法第 40 条第 2 段落及び第 3 段落並びに(本規則)第 7 条による, 特許の主題である発明に関する又は関連する情報の区分

(t) 本法第 44 条による原状回復

(u) 本法第 45 条による, 特許を受ける権利又は特許から生ずる権利の全部又は一部の移転

(v) 本法第 50 条による, 強制ライセンス

(w) 本法第 57 条第 4 段落による, 最終かつ取消不能の決定に関する言及

(x) 発明者, 特許所有者の地位又は特許から生ずる他の権利に関する最終かつ取消不能の決定による変更及び当該決定の言及の公告日

(y) 本法第 66 条第 1 段落による, 特許所有者以外の者が特許を受ける権利を有する旨の事実に関する最終かつ取消不能の決定についての言及及び当該決定の言及の公告日

(11) 国家特許登録簿の内のルーマニアにおいて効力を有する欧州特許の部には, その法的地位に関する情報を記入する。

(12) 特許出願又は特許に関して行った決定の書面を受領した日に, この決定についての言及を登録簿に記入するか, 又は適切なときは, 登録簿に記入されている情報に関する, その決定に対応する更正を行うものとする。更正をしたときは, その更正は, 登録簿における登録の謄本又は抄本として発行するすべての書類に記載するものとする。

(13) 登録簿は, そこに記入されている情報についての一応の証拠である。

(14) 利害関係人は, 国家特許出願登録簿又は, 該当する場合は, 国家特許登録簿における記入に重大な誤謬又は遺漏があったときは, その更正を要求することができる。

(15) 誤謬の更正を求める請求が提出された後, その問題を処理するまでは, OSIM は, 国家特許出願登録簿又は, 該当する場合は, 国家特許登録簿における記入の謄本又は抄本である書類を発行してはならない。

(16) OSIM は, (15)に基づく請求を処理するために必要な説明又は書類を要求することができる。

(17) 国家特許出願登録簿又は, 該当する場合は, 国家特許登録簿の記入における誤謬又は遺漏が更正された場合において, 登録簿における記入の謄本又は抄本である書類を発行するときは, その更正を書類に明示する。

第 III 章 生物工学的発明

第 1 節 通則

第 68 条 定義

(1) 本法第 7 条第 2 段落(a), (b)及び(c)による生物工学的発明とは, 生物学的材料によって構成されているか, 若しくはそれを含有している物に関する発明, 又は生物学的材料を取得, 処理若しくは使用する方法に関する発明のことである。

(2) 本法第 7 条第 2 段落(a)による生物学的材料は, 遺伝子情報を含んでおり, かつ, 自己増殖又は生物学的体系内で増殖可能な材料を意味する。

(3) 本法第 7 条第 2 段落(c)による微生物学的方法とは, 微生物学的材料を取得する方法, 微生物学的材料を使用する方法又は微生物学的材料に介入する方法のことである。

(4) 本法第 18 条第 2 段落にいう国際寄託機関とは, 微生物の受領, 受理及び保存, 並びにその試料の提供を保証する機関であって, ブダペスト条約第 7 条による国際寄託当局の地位を取得しているものを意味する。

(5) 本法第 7 条第 2 段落(b)の意味での植物品種は, 既知の最下位の植物分類群に属する植物集団であって, 植物品種特許付与のための条件を遵守している他に, 次の条件を満たすことができるものを示す。

(a) 一定の遺伝子型又は遺伝子型の一定の組合せから生ずる特徴の表現によって定義することができること

(b) (a)に記載した特徴の少なくとも 1 の表現によって, 他の植物群から識別することができること

(c) 自己増殖の能力に関し, 独立体とみなすことができること。親の形態を有する雑種も植物品種と考えることができる。

(6) 本法第 7 条第 2 段落(b)の意味においては, 動物品種は, 動物種の中の個体群であって, 共通の, 安定した, 遺伝的に固定した生化学的, 生理学的及び生態学的性格を有しており, かつ, 同一種の中の他の個体群から明らかに識別することができるものを示す。

(7) 本法第 7 条第 2 段落(b)の意味においては, 遺伝子的に改造された動物又は植物は, ゲノムに導入された少なくとも 1 の機能遺伝子及び/又は新たに取得された特徴によって, かつ, ゲノム全体によらずに, 定義することができる。

(8) 植物又は動物を取得するための本質的に生物学的方法とは, 交配又は淘汰のような自然現象に全面的に依存する方法のことである。

第 2 節 特許性

第 69 条 生物工学的発明の主題

(1) 生物工学的発明は, 本法第 7 条第 1 段落により, 物又は方法をその主題とすることができる。

(2) 物は, 第 68 条(2)に定義されている生物学的材料及び第 68 条(7)に定義されている, 遺伝子的に改造された植物又は動物の形態をとることができる。

(3) (2)にいう生物学的材料は, 次のものを含む。

(a) 微生物であって、自然環境から分離されたもの、又は突然変異を誘導する方法によって取得されたもの、又は遺伝子型レベルにおいて遺伝子的に改造されたものであり、分類群統合並びに形態学的及び生化学的特質によって特徴付けられているもの。「微生物」という用語は、バクテリア及びそれ以外の一般的に単細胞の有機体であって、微視的寸法を有し、実験所において処理すること及び増殖させることが可能なもの、ウィルス、プラスミド、イーストを含む単細胞の真菌、藻類、原生動物、並びにヒト、動物及び植物の細胞を含む。

(b) 遺伝子又はベクターであって、ヌクレオチドの系列によって、又はそれを取得する方法、制限地図等の形態、又はそれを構成する宿主細胞系の保存数の各々との関連において特徴付けられているもの、又は

(c) 蛋白質又はモノクロナル抗体であって、アミノ酸系列、又は出所、分子量及び機能的特徴等の要素の組合せによって特徴付けられるもの

(4) 第 68 条(3)によって定義される微生物学的方法は、次の事項によって特徴付けられる。

(a) 微生物学的材料を取得する場合は、出発材料、工程及び作業条件、分類群統合、並びに、それによって生ずる新たな微生物学的材料の形態学的及び生化学的特徴、又は

(b) 生物学的材料がその方法を実行する手段として、又は出発材料としての役割を有するときは、出発材料、工程及び作業条件、分類群統合、並びに使用される微生物学的材料の形態学的及び生化学的特徴

第 70 条 特許を受けることができる生物工学的発明

(1) 本法第 7 条第 2 段落(a)により、第 68 条(2)に定義されている生物学的材料を主題とする発明は、特許を受けることができる。

(2) (1)にいう生物学的材料は、自然環境から分離して実用的目的に使用することができ、又は技術的方法によって生産することが可能である。

(3) 本法第 7 条第 2 段落(b)により、動物又は植物に関する発明は、発明を実行する技術的可能性が、第 68 条(5)及び(6)に定義されている、一定の植物品種又は動物品種に限定されていない場合は、特許を受けることができる。

(4) 本法第 7 条第 2 段落(c)により、第 68 条(3)において定義されている微生物学的方法、又は他の技術的方法、又は当該方法によって取得される物に関する発明は特許を受けることができる。ただし、物については、この方法によって取得される物が、植物品種又は動物品種でないことを条件とする。

第 71 条 特許性からの除外

(1) 本法第 9 条第 1 段落(a)の適用上、次の事項等を主題とする生物工学的発明には、特許は付与されないものとする。

(a) 人体をクローン化する方法

(b) 人体の生殖細胞系の遺伝子的同一性を変更する方法

(c) ヒトの胚の工業的又は商業的目的での使用、又は

(d) 動物の遺伝子的同一性を変更するための方法であって、ヒト又は動物に対する実質的な医療上の利益なく、苦痛を生じさせる虞のあるもの、並びに当該方法から生ずる動物

(2) (1)(c)に規定した除外は、ヒトの胚に適用される、治療又は診断目的を有する発明は対象としないが、ただし、それがその胚にとって有用であることを条件とする。

(3) 本法第9条(b)により、特許は、第68条(5)及び(6)において定義されている植物品種及び動物品種、又は植物又は動物を取得するための、第68条(8)において定義されている本質的に生物学的方法に対しては付与されない。

(4) 本法第9条第1段落(b)の適用上、植物品種及び動物品種には特許が付与されないものとし、植物品種及び動物品種が微生物学的方法によって取得される場合も同様とする。

第72条 人体及びその構成要素を主題とする発明

(1) 人体から分離された、又は技術的方法によってそれ以外の形で生産された、遺伝子の配列又は部分配列を含む、人体の構成要素は、本法第7条第2段落(d)により、特許を受ける発明を構成することができ、その構成要素の構造が天然の構成要素の構造と同一であるときも同様とする。

(2) 形成及び発達の種々の段階にある人体、並びに遺伝子の配列又は部分配列を含む人体の構成要素の1についての単なる発見は、本法第9条第1段落(c)により、特許を受けることができる発明を構成することができない。

(3) 本法第13条第2段落の適用上、遺伝子の配列又は部分配列の産業上の利用可能性は、その配列又は部分配列の特定の機能を表示する形で、特許出願において具体的に開示されなければならない。

第3節 生物学的材料の寄託

第73条 生物学的材料に関連する発明に対する条件

(1) 発明が生物学的材料又は生物学的材料の使用に関するものであり、その材料が公衆にとって利用することができず、また、特許出願において、当該技術の熟練者がその発明を実行できるように説明することができない場合は、その発明は、次の条件が満たされる場合に限り、本法第18条第1段落に従って開示されているとみなす。

(a) 出願日又は承認された優先日前に、生物学的材料の試料が国際寄託機関に寄託されたこと

(b) 出願時の特許出願が、その生物学的材料の特徴に関し、出願人にとって利用可能な関連情報を含んでいること

(c) 特許出願が、国際寄託当局の表示及び寄託された生物学的材料の寄託番号を含んでいること

(2) 生物学的材料が出願人以外の者によって寄託された場合は、寄託者の名称及び宛先が特許出願に記載されなければならない。かつ、寄託者が、出願人がその特許出願において寄託されている生物学的材料に言及すること及び、第74条に従って、寄託した材料を公衆の利用に供することを無制限かつ取消不能の条件の下に承諾していることを証明する書類が OSIM に提出されなければならない。

(3) (1)(c)及び、該当する場合は、(2)に記載した情報を、次の条件に従って連絡することができる。

(a) 出願日から又は優先権が主張されている場合は優先日から16月以内。ただし、情報が特許出願を公開するための技術的準備が完了する前に連絡された場合は、この期限は遵守されたものとみなす。

- (b) 本法第 23 条第 3 段落による，特許出願公開についての請求日まで
- (c) 最初に到来する期限を適用する。
- (4) これらの情報を連絡した後では，出願人は，第 74 条により，寄託した生物学的材料を公衆の利用に供することについて，無制限かつ取消不能の条件で承諾したとみなされる。

第 74 条 寄託された生物学的材料の利用

- (1) 第 73 条に従って寄託された生物学的材料は，特許出願の公開日から，何人も請求書を提出することによって利用することができ，その利用は，寄託生物学的材料の試料を第 75 条の条件に基づいて利害関係人に提供することによって行われる。
- (2) (1)に定めた，寄託生物学的材料に係る試料の提供は，利害関係人が出願人又は特許所有者に対し，その特許出願が却下される又は取り下げられる又は取下とみなされることの何れかが生ずるときまでは，その生物学的材料又はそれから派生した生物学的材料を第三者に引渡さず，かつ，その生物学的材料を実験のためにのみ使用する旨を約束する場合に限り，行われる。ただし，出願人又は特許所有者が当該約束を明示して放棄する場合は，この限りでない。
- (3) 生物学的材料を実験のためにのみ使用する旨の約束は，利害関係人がその材料を強制ライセンスから生ずる実施のために使用するときには適用されない。
- (4) (3)で使用した「強制ライセンス」という表現は，職権によるライセンス及び公共の利益のために特許発明を実施するすべての権利を含む。
- (5) (2)の意味での，派生した生物学的材料は，寄託材料の，発明の実行に係る主要な特徴を有する材料を意味する。
- (6) (1)に定めた請求書は，生物学的材料の寄託に言及している特許出願の提出，及び利害関係人又は第 75 条に従って同人によって指名された専門家が，その材料の試料の提供を受ける権利を有している旨の事実の双方を証明する庁の書類についての認証手数料の納付証明書を添付して，OSIM 宛に提出しなければならない。
- (7) (1)に定めた請求は，特許付与の後においても OSIM に対してすることができる。
- (8) OSIM は，(6)に基づく証明書が添付された，(1)にいう請求書の写しを国際寄託当局，及び出願人又は特許所有者の双方に送付するものとする。

第 75 条 専門家の指名

- (1) 特許出願公開の技術的準備が終了するときまでは，出願人は OSIM に次のことを連絡することができる。
 - (a) 本法第 23 条第 4 段落による，特許を付与する旨の決定に関する言及の公告が行われるときまで，又は
 - (b) 特許出願が却下され，取り下げられ又は取下とみなされることになる場合は，特許出願の出願日から起算して 20 年の期間は，第 74 条に定めた利用は，利害関係人が指名した専門家に生物学的材料の試料を提供する方法による場合に限り許可可能なものとする。
- (2) 専門家としては，次の者を指名することができる。
 - (a) 自然人。ただし，(1)による利害関係人が，試料の提供を求める請求書の提出時に，専門家の指名が出願人の合意を得てなされていることの証明をすることを条件とする。

(b) OSIMによって専門家として承認されている自然人

(3) (2)にいう指名書には、専門家が行う声明であって、同人が出願人に対する第74条による約束及び、特許存続期間の満了の日まで又は、特許出願が却下され取り下げられ若しくは取下とみなされることになる場合は(1)(b)に定めた日までは、利害関係人は第三者であるとみなされる事実を受諾する趣旨のものが添付されるものとする。

第76条 生物学的材料の新たな寄託

第73条(1)に従って寄託された生物学的材料が国際寄託当局にとって使用できなくなった場合において、次の条件が累積的に満たされる場合は、使用可能性の断絶があったものとはみなさない。

(a) ブダペスト条約に従って新たな寄託が行われること

(b) 国際寄託当局が発行した書類であって、新たな寄託の受領を確認し、出願又は特許の番号が言及されているものの写しが、新たな寄託の日から4月以内にOSIMに送付されること

第77条 明細書の内容

生物工学の分野における発明の明細書の内容は、第16条及び第73条(1)に含まれている規定を満たさなければならない。

第78条 微生物に関する発明の明細書

(1) 発明の主題が微生物の新たな菌株に関するものである場合は、発明の明細書はその微生物の生態学的及び生化学的特徴の他に、発明の実施態様の中において、当該微生物を取得するための少なくとも1の方法を記載しなければならない。明細書においては、その微生物の分類群統合、微生物が寄託された場合は国際寄託当局へのその微生物の寄託に関する整理番号及び日付も表示されなければならない。

(2) 発明の主題が、微生物を含有している若しくは微生物が関係する方法の使用によって取得される物、又は微生物が関係している方法に関するものである場合は、発明の明細書は発明の実施態様の中において、その微生物の分類群統合、形態学的及び生化学的特徴、その微生物の名称、国際寄託当局への微生物の寄託に関する整理番号及び日付、並びに使用される微生物の寄託先である国際寄託当局の名称を記載しなければならない。

第79条 アミノ酸又はヌクレオチドの配列に関連する発明の明細書

(1) 発明の主題がアミノ酸又はヌクレオチドの配列に関連している場合は、明細書は、発明の実施態様に関する説明の後に、アミノ酸又はヌクレオチドの配列に関する提示標準に従った配列一覧を記載しなければならない。

(2) OSIMは、出願に関する紙面書類の他に、コンピュータによって読み取ることができるデータ媒体による、(1)に定めた配列一覧を要求するものとし、当該一覧には、その媒体に記録されている情報は明細書に記載されている配列一覧と一致していることを証明する申立書が添付されるものとする。

(3) 配列一覧が出願日の後に提出されるか、又は訂正された場合は、特許出願人は提出された又は訂正された配列一覧は原出願の範囲を超えていない旨の申立書を提出しなければならない。

(4) 出願日の後に提出されるアミノ酸及びヌクレオチドの配列一覧は、明細書の欠落部分を構成する場合があります、その場合は、OSIM は、第 8 条(9)による新たな出願日を認定するものとする。

第 IV 章 権利

第 80 条 権利侵害からの除外

(1) 本法第 34 条第 1 段落(e)の適用上、次の事項は本法第 32 条及び第 33 条に定めた権利侵害を構成しないものとする。

(a) 医薬品を市場に投入するための許可の取得並びにそれに起因する実務的要件のために必要な試験及び研究の実行

(b) 特許に含まれている情報の教育目的での使用

(c) 特許に含まれている情報の研究及び開発に関する行為。ただし、それらの行為が、特許に係る技術的資料の評価を意図する実験又は研究のみを目的としていることを条件とする。

第 1 節 権利の移転

第 81 条 譲渡及びライセンス

(1) 本法第 45 条第 1 段落の適用上、譲渡が特許発明の全体、特許によって付与される実施の権利のすべてを対象としている場合は、その譲渡は全部移転である。譲渡が特許によって付与される権利の一部のみ、又は特許によって保護される発明の一定部分のみを対象としている場合は、その譲渡は一部譲渡である。

(2) 優先権は当事者間の合意がある場合に限り、譲渡によって移転することができる。

(3) 譲渡については、期限を付することができる。

(4) 一部譲渡は、特許の共有を生ずる。

(5) 実施許諾者がその発明の実施の権利を他の者に移転しないことを約束しているときは、そのライセンスは排他的ライセンスである。

(6) 排他的ライセンスの場合において別段の定めがないときは、実施許諾者はその発明の実施の権利を維持する。

(7) 実施許諾者が他の者に対してその発明の実施の権利を付与する可能性を留保しているときは、そのライセンスは非排他的ライセンスである。

(8) 本法第 45 条第 1 段落の適用上、ライセンスが実施の権利のすべて、特許発明の全体及び領域全体に関するものである場合は、そのライセンスは全部ライセンスである。ライセンスの対象期間は、特許保護の存続期間より短い期間に限定することができる。

(9) 実施権者は、実施許諾者の同意がある場合に限り、サブライセンスを許諾することができる。

(10) 実施権者は、ライセンス契約に別段の定めがない限り、特許所有者の同意なしには、裁判所において侵害訴訟を開始することができない。

(11) (10)の規定の例外として、排他的ライセンスの受益者は、同人が知った侵害行為を特許所有者に通告した後、実施権者が要求した期限内に実施許諾者が行動を起こさなかったときは、裁判所における侵害訴訟を開始することができる。

(12) 特許所有者がルーマニア領域において発明を実施していないか、又は実施が十分でないときは、特許の主題の特許所有者による輸入は、ルーマニアにおける特許の実施であるものとみなす。

(13) 外国人である出願人又は特許所有者によって登録されている権利に関する移転の場合

において、適切なきは、OSIM は権利移転契約書の原本又は認証謄本に関するにルーマニア語翻訳文を要求することができる。

第 82 条 強制ライセンス

- (1) ブカレスト司法裁判所は、本法第 46 条に定めた事情においては、強制ライセンスを付与することができる。
- (2) 国家的非常事態又はそれ以外の極度に緊急の事態においては、ブカレスト司法裁判所は、強制ライセンスを申請する利害関係人が契約によるライセンスの取得を試みたことを証明することを要件とはしないで、強制ライセンスを付与することができる。
- (3) 利害関係人は強制ライセンスの付与を申請することができるが、ただし、その申請日に、OSIM が却下の決定をしていない又は取り下げられていない若しくは取下とみなされていない、公開された特許出願が存在しているか、又はルーマニア領域に関して有効な特許が存在していることを条件とする。
- (4) 強制ライセンスの受益者は、侵害訴訟を開始する権利を有さない。
- (5) ブカレスト司法裁判所は、強制ライセンスの取下、範囲、期間に関し、並びに特許所有者に支払う対価について決定する。
- (6) 強制ライセンスが付与された、特許出願又は特許の中の発明が、本法第 40 条による区分された情報を含んでいる場合は、その発明は引き続き、その付された性格を維持するものとする。
- (7) 強制ライセンスの対象は、それに関係する特許出願又は特許に含まれている情報に限定される。
- (8) 特許所有者がその特許の効力を維持するための手数料を納付しなかった場合は、強制ライセンスの受益者は、その手数料を納付しなければならない。
- (9) 法人の吸収、合併、分割又は解散から生ずる特許所有者変更の登録は、権利移転に同化させることができる。

第 83 条 従属する特許に関連して付与される強制ライセンス

- (1) 本法第 46 条第 7 段落の条件の下で許可される強制ライセンスの場合は、先の特許の所有者は、後の出願に基づいて付与される特許の実施に関するライセンスを受ける権原を有する。
- (2) 特許が、先の出願日を有する特許出願に関して付与された他の特許によって与えられた権利を侵害することなしに実施することができない場合は、本法第 46 条第 7 段落(c)における言及は、先の特許に関して許可された実施は、後の特許についての権利が譲渡されている場合を除き、中断されないという事実を示す。
- (3) 特許の強制ライセンスは、強制ライセンスの対象とする特許が付与された出願の出願日より先の出願日を有する出願に関して付与された他の特許によって与えられた権利を侵害することなく、実施することができる。強制ライセンスは、本法第 46 条第 1 段落に定める条件が満たされているときは、請求をすることができ、この場合は、第 82 条(9)の規定も適用される。
- (4) 強制ライセンスの国家特許登録簿への記入及び BOPI における公告のために、利害関係人はそれに関するブカレスト司法裁判所の決定を連絡しなければならない。

第 84 条 特許出願又は特許の共有

(1) 特許が複数の所有者の共有に属している場合は、それらの者の各々が共有者であり、また、この状況においては、発明の実施は、実施方法に関する共有者の書面による合意に従って行うことができる。

(2) 発明の実施方法に関し、共有者間において書面による合意が成立しない場合は、共有者の各々は自己の利益のためにその発明を実施することができるが、共有者であって、本人がその発明を実施しない者、又は実施のライセンスを付与していない者に対しては、公正な補償金を支払う義務を負う。合意が成立しない場合は、補償は民法に従い、司法裁判所において決定されるものとする。

(3) 共有者の各々は、自己の利益のために侵害訴訟を提起することができる。侵害訴訟を提起する共有者は、その訴訟について他の共有者に通告しなければならない。

(4) 共有者の各々は、第三者に非排他的ライセンスを付与することができるが、それについては、共有者であって、本人がその発明を実施しない者、又は実施のライセンスを付与していない者に対し、公正な補償金を支払うことを条件とする。合意が成立しない場合は、その補償は司法裁判所によって民法に従って設定されるものとする。

(5) 排他的実施ライセンスは、共有者全員の合意がある場合、又は司法裁判所の最終かつ取消不能の決定に従うときに限り、付与することができる。

(6) 各共有者はいつでも、特許の所有権に関する同人の持分を譲渡することができる。

(7) 共有者は処分に関する優先権を有し、その権利は、特許を譲渡する意思の通告から起算して 3 月以内に行使しなければならない。譲渡分の価格に関する合意が成立しない場合は、その価格は司法裁判所によって民法に従って設定されるものとする。

(8) 特許の共有者は他の共有者に対し、同人は他の共有者の利益のためにその持分を放棄する旨を通告することができる。放棄の、国家発明特許登録簿における記入の日から、当該共有者は他の共有者に対する責任を負わない。放棄の後、残りの共有者は、別段の定めがある場合を除き、放棄された持分を再配分するものとする。

(9) (1) から (8) までの処置は、特許出願の共有に関して準用される。

第 2 節 権利の登録

第 85 条 出願人又は特許所有者の変更の国家登録簿への登録

(1) 出願人又は特許所有者の変更は、前所有者、新所有者又は、該当する場合は、職業代理人によって OSIM に提出される請求書に基づいて、国家特許登録簿に記入される。

(2) 所有者の変更が契約から生ずるものである場合は、請求書には、契約書謄本又は契約書抄本であって、原本と一致していることを公証人によって証明されているものが添付されなければならない。

(3) 所有者の変更が法人の吸収、合併、分割又は解散から生ずるものである場合は、請求書には、その事実を証明する書類の写しが添付されなければならない。また、その写しは、原本と一致していることが公証人によって証明されていなければならない。

(4) (2) 及び (3) に定めた事情において、変更が共有者の 1 又は一部に関するものであり、共有者全員に関するものでない場合は、請求書には、他の共有者によって署名された書類であって、新共有者に関するそれらの者の明示の合意を含んでいるものを添付することができる。

(5) 特許所有者の変更が本法の効力によって、又は裁判所の決定に従って生じたものである場合は、請求書にはその事実が表示され、また、この変更を証明する書類が添付されなければならない。

(6) 請求書は、本法に定める手数料が納付された後に限り、提出されたものとみなされる。

(7) 変更が同一人に属する2以上の出願又は特許に関するものである場合にも、次の条件が満たされるときは、1件の請求書で足りる。

(a) 出願人又は特許所有者の変更が、すべての出願及び特許に関して同一であること

(b) 出願及び特許の番号が請求書に表示されていること

(c) 表示されている個々の特許出願又は付与されている特許に関する法定手数料が納付済であること

(8) OSIM は、請求書若しくは所有者の登録に関する何れかの書類における表示の真実性又は登録に必要な翻訳文の正確性に関して疑義があるときは、追加の証拠を要求することができる。

(9) OSIM は提出された書類に基づき、登録請求に関する法定条件の充足を審査し、OSIM への請求書の提出から 30 日以内に、その受理又は、該当する場合は、却下を決定する。当該 30 日期限は、他の書類又は情報を提出することの必要性が確認される場合は、それに応じて延期することができる。

(10) 出願人又は所有者の変更の登録は、国家特許出願登録簿又は、該当する場合は、国家特許登録簿に登録され、登録が行われた月の直後の月に BOPI において公告される。

(11) 本条の規定は、出願人の変更の場合にも準用する。

第 86 条 ライセンス又は担保権の登録

(1) ライセンスの登録請求は、ライセンスの所有者又は受益者によって署名された書面をもって行うものとし、請求書は次の事項を含んでいなければならない。

(a) ライセンスの登録を求める旨の明示の請求

(b) ライセンスにおいて言及されている特許の番号

(c) 所有者の名称及び宛先

(d) ライセンス受益者の名称及び宛先

(e) ライセンスが排他的又は非排他的性格のものであるかの表示、又はライセンスの種類に関するそれ以外の表示

(f) ライセンス受益者がパリ条約第 3 条に定める、現実かつ有効な工業上又は商業上の営業所を有している国の名称

(g) ライセンスの付与日及び存続期間

(2) 請求書は、法定手数料が納付された後に限り、提出されたものとみなされる。

(3) (1) 及び (2) の規定は、次の事項に準用する。

(a) 特許出願又は特許に関する担保権設定の登録請求

(b) ライセンスの又は特許出願若しくは特許に関する担保権設定の登録請求

(4) ライセンスに関する登録請求書には、ライセンス契約書の謄本又はその抄本であって、原本と一致していることを公証人によって証明されているものが添付されなければならない。

(5) ライセンスが裁判所の決定に基づいて付与されているか、又は本法の効力によって生じているときは、ライセンスに関する登録請求書には、前記の、最終かつ取消不能の決定が添

付されなければならない。

(6) 担保権が設定される場合は、その登録請求書には担保権設定行為に関する公認された謄本が添付されなければならない。

(7) 担保権登録のための手数料は、その金額及び期限において、ライセンスの登録のために納付される手数料と同一である。

(8) 本法第46条第1段落及び第2段落に従って作成される強制ライセンスを求める請求書には、ライセンスの請求人が特許所有者から実施のライセンスを取得することができなかったという事実及び同人はその発明を真剣かつ有効に実施する能力を有しているという事実を証明する書類が添付されなければならない。

(9) 第85条(8)から(10)までの規定は、ライセンスの及び担保権設定の登録の場合にも準用される。

(10) 当事者の1からの請求に基づき、ライセンス、サブライセンス、担保権設定及び、該当する場合は、強制執行措置は、国家特許出願登録簿又は国家特許登録簿に記入され、かつ、登録が行われた月の直後の月にBOPIにおいて公告される。

(11) 本条の規定は、特許に関するライセンスの及び担保権設定の登録にも適用される。

第87条 OSIMの国家登録簿からの登録の抹消

(1) 譲渡、ライセンス、サブライセンスの登録又は担保権設定の登録は、利害関係人の1からの請求書に基づき、国家特許出願登録簿又は、該当する場合は、国家特許登録簿から抹消することができる。

(2) 登録抹消の請求書は、次の事項を記載していなければならない。

(a) 登録抹消の請求人の名称及び宛先

(b) 第85条及び第86条による権利登録抹消請求に係る特許出願又は特許を特定する要素

(c) 登録抹消請求の対象である権利の明細

(3) 請求書には、登録されている権利の停止を証明する書類、又は登録されている権利の受益者及びその権利の所有者が登録の抹消に同意していることになる申立書が添付されなければならない。

(4) 請求書は、権利移転に関する変更の登録について定められているものと同額の手数料が納付された場合に限り、提出されたものとみなされる。

第V章 従業者が行った発明

第88条 特許を受ける従業者の権利

- (1) 本法第3条により、特許を受ける権利は発明者又はその権原承継人に属する。
- (2) 発明者が従業者である場合は、次の条件において、本法第5条により、特許を受ける権利は発明者に属する。
- (a) 発明が本法第5条第1段落(a)の条件下で創作され、特許を受ける権利は従業者に属させることにする契約条項が存在していること
- (b) 発明が本法第5条第1段落(b)の条件の下で創作され、従業者が行った発明に関し、契約に相反する規定が存在していないこと
- (c) 従業者により、同人の雇用契約内で行われた発明が、使用者の業務に関連がないこと、同人の職務遂行中に創作されたものでないこと、企業に存在している特定の技術、手段又は情報を知って又は使用して行われたものでないこと、及びその発明が使用者の実質的援助を得て創作されたものでないこと
- (d) 発明が本法第5条第2段落の条件下で行われ、特許を受ける権利は発明者に属することにする条項が存在していること
- (e) 発明に係る状況は本法第5条第5段落に定める状況の1に含めることができ、従業者は第91条の規定に従い、書面をもって使用者に通知したが、使用者は、その通知がされた日から60日以内にOSIMに特許出願をしておらず、かつ、当事者間に他の取決がないこと

第89条 発明に関して特許を受ける使用者の権利

発明者が従業者である場合は、次の状況において、本法第5条により、特許を受ける権利は使用者に属する。

- (a) 発明が、発明を使命とする契約の中において、本法第5条第1段落(a)の条件の下で創作されており、かつ、特許を受ける権利を発明者に与える旨の契約規定が存在していない場合。発明を使命とする契約とは、雇用するときに締結される個別の雇用契約、更新された雇用契約であって、発明の使命について規定しているもの、又は発明の使命が生じたときに、個別の雇用契約に追加される規定のことである。発明の使命は、雇用契約の独立した条項の対象とされるべきものとし、その条項において、(対象とする)技術分野、従業者が解決のためにその職責に応じた技術的貢献を約束する対象である技術的課題が明示して設定されなければならない。
- (b) 発明が本法第5条第2段落の規定に従って創作され、かつ、研究契約が、特許を受ける権利は研究を委託した使用者又はそれに係る研究機関の何れか、又はその両者に属するようにする条項を定めることができるときに、その契約の中に、発明者が特許を受ける権利を有する旨の特段の契約条項が存在していない場合。研究契約がそのような条項を定めていない場合は、特許を受ける権利は、研究を委託した使用者に属する。
- (c) 発明が本法第5条第1段落(b)の条件の下で創作され、かつ、従業者との間で締結された契約に、特許を受ける権利は使用者に属する旨の条項が存在している場合

第90条 従業者である発明者と使用者との関係

- (1) 発明の創作者である従業者は、本法第5条第3段落に定める条件の下で創作された発明

について、企業の幹部に書面をもって通知しなければならない。

(2) 発明が2以上の者によって創作された場合は、通知は、発明者全員が共同して又はその職業代理人を経由して行うことができる。

(3) 通知は使用者が、その発明を本法第5条及び本条に定める範疇の1へ組み入れるための評価をすることができるような情報を含んでいなければならない。

(4) 情報には次の事項を含めなければならない。

(a) 発明の主題及びその応用分野

(b) 如何なる条件の下で発明が行われたかということ

(c) 従業者である発明者によって行われた発明についての本法第5条の規定への組み入れ

(5) 企業が特許を受ける権利を有するときは、通知には、発明の明細書を添付しなければならない。明細書は先行技術を考慮に入れた主張する発明、提案する解決法及びその実施態様を開示しなければならない。

(6) 発明に関する通知は、使用者に通知したことを証明する手段として使用することができるように、企業への提出番号を付し、書留郵便をもって本人によって直接に行われるものとし、その際、特別法の規定が遵守されなければならない。

(7) 本法第5条第5段落に定める60日期限は、明細書を添付した通知の提出日から開始するものとする。

(8) 従業者と使用者が特許を受ける権利に関して合意に達することができなかつた場合は、本法第63条第1段落により、司法裁判所がそれに関する訴訟を管轄する。この場合は、発明についての保護を確保するために、発明者は司法裁判所に通知する前にOSIMに特許出願を提出しなければならない。その際に、使用者に通知する義務を負う。

(9) 何れかの事件に関する本法第5条第4段落に定める相互連絡義務の不履行は、それによって生じた不利益に関し、民法による責任を生じさせるものとする。

(10) 使用者及び従業者は、特許出願公開に至るまでの手続中は、発明の開示を差し控えなければならない。

(11) 発明が本法第5条第1段落(b)の条件の下で創作され、特許を受ける権利が従業者に属している場合は、本法第5条第6段落により、従業者は、同人を雇用している使用者に対して最初にライセンス又は譲渡に関する提案をしなければならない。

(12) 当該提案の結果として、使用者はその提案から3月以内に、その従業者との間で締結している契約の範囲内において、その権利を取得することについての関心を表明しなければならない。

(13) 使用者が前記の期間内にその関心を表明しなかつた場合は、特許所有者の地位にある発明者は、第三者との契約を基にして同人の発明を実施する権利を有する。

(14) 使用者が関心を表明したが、契約価格についての合意が成立しなかつた場合は、本法第5条第6段落により、その紛争は司法裁判所によって解決されるものとする。

(15) 防衛省、内務・行政改革省、ルーマニア情報局は、本法及び本規則の適用手続に関する内部の指示を発行する。

第91条 発明者である従業者の金銭的権利

(1) 特許を受ける権利が本法第5条第1段落(a)により使用者に属する発明の場合は、発明者である従業者は、基本給与とは別に追加報酬を受け取る権原を有し、当該報酬は、発明の使

命を伴う契約によって、又は個別労働契約に対する追加規定において定められるものとする。

(2) 発明が研究契約内で創作された場合は、発明者である従業者に対して支払われる追加報酬は、本法第5条第2段落による、個別の労働契約に対する追加規定に従って、当該従業者を雇用している使用者との間で協議されるものとする。

(3) 本法第36条による、発明者である従業者の財産権は、契約によって決定されるものとし、また、その権利は、特許の存続期間全体においてその特許の実施から生ずる経済的及び／若しくは社会的効果に準拠して、又はその発明の経済的貢献に準拠し、かつ、その実施期間に限定して、決定される。

(4) 本法第36条に定めた契約条項について交渉する場合は、特に次の事項が考慮されなければならない。

(a) 利益計算期間中の経済的効果に対応する金銭的権利には、社会的効果から生ずるものも含めるものとし、その権利は下表の金額を下回るものとしてはならない。

T

経済的／社会的効果(E) ROL(ルーマニア・レウ)	金銭的権利 (ROL)
$E \leq 40,000$	$E \times 15\%$ 、ただし、2,000以上
$40,000 < E \leq 200,000$	$6,000 + E \times 10\%$
$200,000 < E \leq 400,000$	$22,000 + E \times 8\%$
$400,000 < E \leq 800,000$	$38,000 + E \times 6\%$
$E > 800,000$	$62,000 + E \times 4\%$

ST

(b) 発明の実用のために発明者によって技術的又は経済的書類の作成、設計、調査、試作品を伴う研究が行われているときは、それらすべてについての経費を発明者に対して直接に弁済すること

(c) 支払日と交渉終了時との間の公式インフレーション指標を使用して金銭的権利を調整すること

(5) 経済的効果を確定するときは、経費の差異、輸入の消滅又は削減、投資費用の削減を考慮しなければならない。

(6) 社会的利益を評価するときは、労働環境における毒性の削減、環境汚染の削減、実施作業員の肉体的努力の削減、他の目的での重要機器の処分、その他の事項、例えば、経費の差異、輸入の消滅又は削減等も考慮しなければならない。

(7) 金銭的権利は個々の特許発明について決定されるものとし、複数の発明者の場合は、発明者間での認証された合意に従って、それらの者に配分されるものとする。

(8) 関係人の中での交渉によって合意に達さない場合は、その訴訟は司法裁判所が管轄する。

第92条 非公開状態での書類の保管

(1) 本法第69条(f)の規定に従い、OSIMは、知的創作物を示す書類を非公開の状態で作成する業務を行う。前記の書類は特に、本法第8条第1段落に含めることができる創作物に関する情報を含むことができる。

(2) (1)にいう書類は、封をした封筒に入れてOSIMに提出するものとし、また、それは、知的創作物の著作者が寄託した日付を証明する方法により、同人の創作による記述からなる書

類であることを示すことができる。

(3) 封筒に入れてある書類を基にしては，工業所有権は付与されない。

(4) 前記封筒の OSIM への提出，非公開書類用登録簿への記入，寄託物の保管は，長官が発行し，ルーマニア官報第 I 部に公告される指示による方法に基づくものとする。

第 93 条 経過規定及び最終規定

(1) 本規則の施行に関しては，OSIM 長官は指示を発行し，それをルーマニア官報第 I 部に公告する。

(2) 1991 年法律第 64 号として再公布された特許法の条件に基づいて OSIM に提出された特許出願であって，付与又は拒絶の決定がされていないものは，この新規則の規定によって処理される。